

---

令和2年 第103回(定例)新温泉町議会会議録(第4日)

令和2年9月14日(月曜日)

---

議事日程(第4号)

令和2年9月14日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第87号 令和2年度新温泉町一般会計補正予算(第7号)の撤回について
- 日程第3 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 報告第6号 専決処分の報告について  
(専決第2号) 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第5 議案第69号 新温泉町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第88号 令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第89号 令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第90号 令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第91号 令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第92号 令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第93号 令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第94号 令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第95号 令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 認定第1号 令和元年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 認定第5号 令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 令和元年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 令和元年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第9号 令和元年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 認定第10号 令和元年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 認定第11号 令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第87号 令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）の撤回について
- 日程第3 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 報告第6号 専決処分の報告について  
（専決第2号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第5 議案第69号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第96号 令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）について
- 追加日程第2 諸報告
- 日程第6 議案第88号 令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第89号 令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第90号 令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第91号 令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第92号 令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第93号 令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第94号 令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第95号 令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）に

ついて

- 日程第14 認定第1号 令和元年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 令和元年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 令和元年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第8号 令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第9号 令和元年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 認定第10号 令和元年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 認定第11号 令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

---

出席議員（16名）

1番	池田宜広君	2番	平澤剛太君
3番	河越忠志君	4番	重本静男君
5番	浜田直子君	6番	森田善幸君
7番	太田昭宏君	8番	竹内敬一郎君
9番	阪本晴良君	10番	岩本修作君
11番	中村茂君	12番	宮本泰男君
13番	中井次郎君	14番	谷口功君
15番	小林俊之君	16番	中井勝君

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲村祐子君 書記 ..... 小林正則君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村徹君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	長谷阪治君
牧場公園園長	藤本喜龍君	総務課長	井上弘君
企画課長	岩垣廣一君	税務課長	長谷阪仁志君
町民安全課長	小谷豊君	健康福祉課長	中田剛志君
商工観光課長	水田賢治君	農林水産課長	西澤要君
建設課長	山本輝之君	上下水道課長	奥澤浩君
町参事	土江克彦君	浜坂病院事務長	吉野松樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長	宇野喜代美君	会計管理者	仲村秀幸君
こども教育課長	松岡清和君	生涯教育課長	谷渕朝子君
調整担当	島木正和君	代表監査委員	川崎雅洋君

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第103回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

酷暑とも言える暑い日が続いておりましたが、先週初めに台風10号が通過してから、秋雨前線による不安定な天気へと変わりました。土曜日には、町内6小学校で秋季運動会が行われました。新型コロナウイルス感染症対策のため、観客数を制限したり、三密を避けるように工夫した競技や演技であったようですが、児童らは練習の成果を発揮し、元気いっぱいの姿を見せてくれたとお聞きしております。制約の多い中、工夫を凝らして安全に運動会を運営された教職員、保護者の皆様に敬意を表するものであります。

さて、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われております。その結果報告並びに、提出議案であります条例制定及び補正予算などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中には、それぞれの委員会におきまして、課題及び懸案事項への御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今月は高齢者保健福祉月間ということで、先週10日には敬老祝福事業として、88

歳以上の高齢者のお宅を訪問いたしました。最高齢は103歳の方でありました。お元気に過ごして、その日を楽しみにしていただいていたようであります。

高齢の方もいきいきと活動し、活躍できる住みやすい町であるよう、引き続き事業を進めてまいります。

本日の定例会は、報告2件、条例案1件、一般会計、特別会計並びに公営企業会計に係る補正予算案につきまして、御審議をお願いいたしたく存じます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第103回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

### 日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る9月3日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで、省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が9月7日及び10日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、令和2年9月7日及び10日に開催いたしました総務産建常任委員会の報告をいたします。少し長くなります。

今回の委員会は、9月定例会の議案等に係る報告、協議事項について、所管課の提出資料を基に調査したところであります。対象は牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、税務課、企画課、総務課であります。各課とも質疑のあった内容を中心に報告申し上げます。

それでは、委員会資料の順によって報告いたします。資料を準備ください。

最初に、牧場公園課であります。報告事項は1件、協議事項は1件でありました。報告事項の中で、スキー場設備整備支援事業がありました。コロナ禍において、集客の増加を図るため、県が実施するスキー場設備の支援事業2分の1の補助であるようであります。それに随伴するというものであります。設備が大型遊具で、対象は愛宕山観光株式会社であります。設置場所なりの質問がありました。現在の遊具の辺りで、また日よけについては藤棚を予定していると。事故等については、来園者の保険を活用すること。事業費全体で3,000万2,000円であります。一般財源1,536万5,000円の補助であります。それから、これを含んで協議事項なんですが、採決の結果、全員

賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

次は、農林水産課であります。報告事項は2件、協議事項は3件でありました。報告事項の中で、新型コロナウイルス感染対策事業の進捗状況、8月31日現在の中間報告があったところであります。質問から、事業の検証等については、次回に出したいということでありました。利子補給について、基金対応の考えはないかに対しては、対応は可能だが、基金条例の制定等金額的に効果が薄い、これ財政当局の判断であります。また、農産物等活動支援事業の問合せが14件あったようであります。その今後の展開については、問合せは販売イベントや出荷先の登録の内容であり、今後、期待ができるという評価でありました。

次に、協議事項ですが、農業委員会の委員の改選に伴い、(1)番、議案第75号ですが、農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてであります。前回と同じく、本町は認定農業者が少ないということから、定めるものであります。農業委員11名、最適化委員を選任いたします。

この中で、青年、女性も積極的に登用ということがあるがということに対して、両方とも候補者として擁立していると、そういう話がありました。

また、議案第76号から86号、農業委員会の任命同意ですが、内容を確認し、11名の委員候補者は24日に配布すると、そういう内容でありました。

令和2年度一般会計補正予算については、農産物等利用促進事業については、第二弾の農業者・大学生の支援事業であると。新温泉町産の但馬牛、海産物等を大学生等に配布したい、1万円相当ですが、487万6,000円。具体的に商品内容を示して募集してはということがありました。案内チラシの裏面などを活用し表示したいと、そういう内容でありました。

また、新温泉町高性能森林施業機械導入事業補助金の交付要綱については、コロナ禍において今後の木材需要に対応するため、高性能機械を導入する。北但西部森林組合を支援するというところであります。3分の1が組合、3分の2を本町と香美町が負担する。本町の負担は、901万9,000円であります。

機械の価格なり、国県の補助についての質問がありました。ザウルスロボ、ユンボという機械ですが2,080万円、プロフェッサーアタッチメント1,030万円、国県の補助も検討しましたが、制約が高いために申請しないことになったようであります。

その他、鳥獣対策サポーターについては、民間業者に委託、県内4事業者の中から委託するというところであります。

交付金について、町の分収造林による契約に基づくものであります。50%を契約先に支払う、3万1,000円であります。分収造林による補償は歳入6万2,000円を計上しているところであります。両方の議案とも、採決の結果、全員賛成で承認したところでございます。委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

次は、建設課であります。報告事項は1件、協議事項は3件でありました。空き家対策についてですが、三尾地区で進めておる空き家対策の撤去の事業ですが、年内の完了の予定ということでありました。空き家は362戸、この内訳についての質問で、特定空家の質問もありました。浜坂は209戸、温泉が153戸。うち、宅建業者の扱いが9件あるようであります。特定空家については、保安、衛生、景観、環境に影響があるので、現在、町内13件あるようであります。危険空き家を指定した場合には公表すべきではないかと。個人情報関係上難しいが、該当地域には相談し、報告していると、そういう内容でありました。

協議事項、一般会計補正予算、それから浜坂地区残土処分場、温泉地区残土処分場、3つの会計の補正予算が出されております。3議案とも採決の結果、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

次は、商工観光課であります。報告事項は2件、協議事項は1件であります。報告事項の中で、新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況が出ております。事業実績で、現状4,000万円の残があると。売上減少2割の事業者の支援ができないものかと、という質問がありました。今後の事業の状況により、コロナ対策事業全体で調整がなされると思われると。それから、お土産事業ですが、6件の申請があるようであります。今後、拡大する見込みというような見解も出ておりました。

協議事項、令和2年度一般会計補正予算であります。この中で、新たなコロナ対策として5件の説明があったところであります。新温泉町新しい生活様式対応事業者応援交付事業であります。第一次産業の関係も対象になるのかという質問がありました。事業者として、要件を満たしていれば対象とする。今後に向けての企業の支援だが、これでよいのか。GoToの宿泊証明の対応は。また、働き続けるためにPCR検査を拡大すべきに対して、全てに対応できないものの、直近の課題解消の一助であると。宿泊証明の可能な対応については、調査研究していきたい。PCR検査は、事の発生を想定し、素早い対応をしたい。いずれにしても、県の要請も含め継続して対応したいと。商工会アンケートの結果については、次回に提出したいということでありました。

観光プロモーション事業の質問もありました。質問の回答の部分で、インバウンドでは、印刷物は6か国語に対応していると。今回、映像については、全ての言語対応は無理がありますので、効果的に4か国を選定していると。また、繁体が台湾で、簡体が中国本土という説明もありました。予算の内訳については、翻訳に100万円、残りは映像なり情報発信の予算であるということでありました。

それから、オンライン移住相談推進事業において、オンライン移住相談機器はどこに設置をするのかと。Wi-Fi環境がある商工観光課や新設の会議室、またサンシーを想定していると。コーディネーターの仕事時間を拡大する補正も計上していると。コーディネーターには常に助言を仰いでいると、そういうことでありました。

道の駅前駐車場整備に係る用地取得であります。県の基準の活用でいえば、鑑定料80

万円は不要ではないかという質問がありました。公共用地補償基準もあり、適正価格で取得するために必要である。用地取得のためにも、当初から道の駅事業全体を検証すべきであると。企画課と相談し、検証して向かいたいということであります。

杜氏館用地取得は、古いということで建物に注意をとということ。また、土地鑑定や固定資産の実勢、評価の質問がありました。建物の危険性は高くない、まずは土地取得、安定運営を図りたい。実勢価格は承知していない。管財人と早期交渉のため、鑑定する時間がないという報告でありました。採決の結果、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

その他、但馬牛まつりウィーク事業、但馬牛まつり代替イベントが示されたところであります。資料を御清覧いただきたいと思います。

次は、税務課であります。報告事項は2件です。協議事項は1件でありました。令和2年度町税等徴収実績、賦課状況について、今回は賦課状況の細部の資料も提出とされたところであります。入湯税の徴収率が大きく減少していると、原因は廃業による影響や入り込みが半減している。また、休業があり申告ができていないという部分もあるということであります。

国保の医療部分の徴収率がアップしている原因については、保険の必要性が見直され、必要性の高まりがあるということも一部だという御報告がありました。

徴収率の低下が気になるということでは、滞納分より現年分を重点に置いて徴収している。特例猶予の影響も一部にあると、そういう見解でありました。

固定資産税の納税者の減についての質問。これについては、土地30万円、家屋20万円、免税点があります、免税点を落ちた納税者という部分が大きな要因なようであります。協議事項については、一般会計補正予算、採決の結果、全員で賛成したところであります。委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

次は、企画課であります。報告事項は5件、協議事項は1件でありました。冒頭に、おんせん天国カフェ運営協議会の資料請求をし、配付したところであります。

質問のあった部分ですが、公共施設の公衆無線LANの整備について、避難所等の機能として、地域の公民館にも公衆無線LANを入れてはという質問でありましたが、経費も必要であり、今後の課題としたいと。今回更新のようだが、未更新LANや民間LANを含め、全体の整備状況を提出してほしい。次回でも提出したいということでありました。

それから、但馬地域、公共交通網形成計画の策定については、現状分析で運転手不足とあるが、第一は利用客の減少ではないかという質問がありました。そのおっしゃるとおりということの回答で、運転手は会社側の悩みでもあるし、ただ交通対策は、但馬内全体である必要性については、共通認識であるという見解でありました。湯めぐりの状況もあり、今後の発展については、協議会の中で意見・要望はしていきたいということでありました。

市町の金額の差については、路線などにより差が生じるということ。協議会に鳥取参加をしてはということについては、必要により状況調査はなされる。試験運行は全但バスが行うということでありました。

次に、おんせん天国事業についてであります。企画の提案は、プランの議論なのか補正の議論なのか、ごちゃごちゃになっている。金を出すなら要綱等が必要で、その後の議論であるべきではないかということ。また、組織ができ、補助申請をしているようだが、委託や補助金等が発生する場合は報告すべきであり、動きに合わせて報告、協議をすべきであると。ログハウスは条例の施設でもあり料金もある、どんなふうに改修し、どう活用するのか、指定管理者の協議はできているのか。当たり前の処理が全く見えない。カフェも、責任や役割配分など契約が必要ではないか。理解しにくい内容で議論ができないとして、これ以上審議ができないということから、資料請求し、継続審議としたものであります。

継続審議の結果の部分からいえば、ワーケーション推進事業について、今回提出された資料、追加資料ですが、もともと存在していたのかと。言われて作ったのではないかと、行き当たりばったりの事業ではないかという指摘がありました。もともと存在していたもの、分かりやすくしたもの、新たに作成したものと。十分な準備を整えて向かいたいということでもあります。ワーケーションは認知されているのか、いきなり広げての事業で議論ができていない。時期尚早だということがありました。先行しての事業だが、東京から地方へ、企業の社会貢献、働き方改革、一気に進んだテレワーク等、町内に人が入ることで過疎地の課題解消の手がかりにもなる。町の売り方もワーケーションで行えるというような答弁でありました。また、時期を逸さない取組をすべきということで、ワーケーションは昨年度から取り組んでいる。本年度、モニターツアーが切り出しだが、コロナ禍で注目が高まっている。今年度は町全体の組織づくりを進めたい。施設や民間団体は商工観光課が強いが、連携して進めたいということでありました。Wi-Fi環境ができれば対応できるのか、ワーケーションですが。簡単に言えば、観光誘客に働き方改革が加わり、コロナでテレワークが高まり、新しい観光誘客の一つのスタイルになりつつあるということでもあります。

また、メープルセンターについては、天井が高いということ。ワークスペースの空調の方法は、スペースの規模は、使用料は決めて向かうべきという質問に対して、空調予算は240万円で、2か所のスペースに各1台設置する。利用想定は、ログハウス、メープルセンターは12名。使用料は、試験運用しながら商工観光課と検討したいと。

また、理解・認知のため、前後するが、本町のワーケーション推進計画を定めるべきではないかと。町の推進計画を定めたいということでもあります。

夢公社との調整をすべき。十分に説明、協議したいと。先進の白浜との比較は、に対しては、白浜は空港からアクセスが5分。にぎわいのある町であると。本町は裏日本の自然環境、アクティブ性が優位であるという評価が出ております。

また、おんせん天国カフェ事業について、湯区区長、区会計とした役員構成になっている。湯区丸抱えなのか。誰が事業主、事業主体か、収益はどうするのか、家賃は、人も経費も行政負担、やり方がおかしいのではないかと。直営のほうが分かりやすいという質問に対して、運営協議会が主体で協力隊が従事する。現場の責任は協力隊員、協力隊の活動経費を委託料として運営協議会に払い運営する、400万円です。経理責任者は協力隊員、家賃は月8万円、利益は施設運営や協力隊員の独立に充てると。地域振興だから、協力隊事業で行う、電気をつけることに一つの大きな意味があるというような答弁でありました。

また、利用想定ですが、また料金については、これはカフェのほうですね。ワークスペースについては10名、ミーティングスペースは6名と聞いていると。半日、飲物もあるが、1,000円程度を考えている。協力隊員の位置づけは、また、運営協議会事業の応援でないなら理解できない。他の空き店舗も同じようにすればという意見がありました。

会計年度任用職員で営利のための活動はできない。公がすべき事業に従事する。今回は地域振興が趣旨であると。運営協議会は、湯区・商店街振興会で運営に大きく関わっていると。近くで店舗の開設があるが、無論自腹で行われる。カフェは活性化というもの、全額が行政負担である。この差はなぜかと。これが平等か、理解できない、に対して、カフェ事業は運営協議会の提案に基づくものであり、競合ではない、地域一体で協力しながら進めたい。地域の期待を受けてのカフェ事業であるという答弁です。

空き店舗対策なら、浜坂地域も含めて、町の方針を出すべきである、については、意見はもっともであると。今回カフェを基点に、広がりになってほしい、見直しを図って進めていきたい。今回の事業は、地域の明かりをとすもの、目的は達成だが乱暴なやり方だ、完全に委託して行った方が理解しやすい。方法を再検討すべき、に対して、中身を再度見直ししたい、これは町長の弁であります。協力隊の女性は、カフェを希望していると聞いているが、に対して、その希望は3年後に独立したいというふうに聞いておると。協力隊員が自立できるのか、3年後もこの状態なのか。開店作業も含め、経験はプラスになると思われる。2階店舗対策で、委託料400万円なりの疑問、また積雪があるということについて、1階に案内看板を設置したい、委託料は協力隊2人分の活動費とは別に100万円をプラスしている。積雪環境は、妙高高原のこともあり、プラスにしたいと。また、住民目線では理解が得られるのか、公務員のお金の価値の違いを感じる、に対して、若い隊員が時間を犠牲にして従事し、定住する。犠牲っていうことはよう分からんですけど。400万円が高い、安いもあるが、制度の中で頑張っしてほしい。町長から、御意見のとおり、お金の使い方をもっと大事に有効に成果があるように、職員に考えてほしいと思っていると、そういうことがあります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策観光関連事業の部分ですが、商工観光課の事業ではないかという基本的な質問がありました。関連する部分は連携して進めておる、ワ

一ケーションに関する団体などの補助申請や、事後対応のサポートは企画課で行っているということがあります。

その他、町民バスの道の駅乗り入れについての要望なりがありました。停留所間の距離、また面積が必要になる、現在の計画では無理があるという内容でありました。協議事項、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）について、今の内容を含んでいるわけですが、前記の議論を持って、採決の結果、可否同数となり、委員長裁決で承認いたしました。また、この採決に当たって、意見の留保が出ております。留保理由としては、天国カフェの運営、事業の流れ、運営方法が理解できない。また、住民目線で理解ができるものではない、そういうような意見の留保があったところであります。

次は、総務課であります。報告事項は4件、協議事項は6件でありました。この中で報告があったものが、新温泉町特別定額給付金、給付事業の実績であります。10万円のやつですが。世帯主死亡、受給権なしということに質問は、単身世帯主が死亡、6件あったということでありました。受給権がなくなったということでありました。

次、協議事項の部分であります。議案第69号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてであります。内容は、職員の不祥事により、町長の給与を一月1割減額するものであります。質問がありました。処分の内容の決定について、また事件の拡大調査についての質問がありました。町長の意思により決定したものであります。先例としては、桐岡の事件などもあります。建設課、上下水道課、農林水産課の職員のヒアリングをした結果、ほかにはこういう事案はなかった。今後の改善に向けてのヒアリングを行っている、そういう答弁でありました。採決の結果、全員賛成で承認したところであります。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

続いて、議案第70号、71号、議案72号から74号、教育長、教育委員会委員、固定資産評価委員の選任であります。3議案について確認したところであります。任命者の資料については、9月24日に配付ということがありました。

令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）については、本庁舎渡り廊下にオンライン会議対応のスペースを設けるようであります。質問がありました。水栓改修では、給食センターの状況はということ。また、オンライン機器の需要はに対して、汚染区域と非汚染区域を分ける入り口を自動にしている、給食センターです。また、オンライン対応については、4月以降28回の実績があり、まだ拡大している状況と、そういうことであります。

地方債の補正で数字の質問がありましたが、適切な補正と理解したところであります。

また、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、任命者について9月24日に配付となるというような確認をしたところであります。

各議案とも、採決の結果、全員賛成で承認いたしました。詳細は委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

また、付託案件の審査を行いました。請願第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の要請について。請願者は、自治労新温泉町職員労働組合執行委員長、石原通孝であります。同請願は、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に地方財政の充実と強化を求めるものであり、当委員会は本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択すべきものといたしました。

また、請願第3号から18号であります。ふるさと納税による寄附で個別の地域活動を支援できる仕組みの創設にかかる請願について。請願者、御火浦村おこしグループ代表、脇本松夫氏ほか、15件の同一内容でありました。同請願の趣旨は理解できるものであると。しかし、関係する新温泉町ふるさとづくり寄附条例については、令和2年3月の定例会において大きく事業の追加を行っており、その中で対応されるべきものである。また、今後の地域づくりに向けた地域運営組織の動きも見定める必要がある。よって、現時点では不採択とすべきものとしました。そういうふうな請願の審査でありました。

続いて、兵庫県議長会の要請により、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、全会一致で意見書を提出すべきものと審査したことがあります。

最後に、閉会中の継続審査については、10項目を議長に提出することといたしました。

以上が委員会の報告ですが、ここで当局に申し上げたいことがあります。各課とも仕事に対する努力は認めているところであります。行政と議会の関わりを改めて認識してほしいと、行政の皆さんが積み上げてきた仕事を実施するには、予算を含め、議会の議決や承認が必要となります。今回の委員会では、準備不足や資料不足で継続審議とした事案がありました。継続審議した後の採決では賛否同数、一步間違えれば否決の様相もあつたものであります。最悪は、1課のみならず、補正予算全体の否決にもつながるものであります。議会に提出するときは、覚悟を持って承認されるための説明や資料の準備が不可欠であります。管理職の皆さんはよく御存じだと思います。日頃から課内の報・連・相をしっかりと行き、議会に提案してください。議会は皆さんの提案を様々な角度で審議、議決いたします。共に、切磋琢磨し、努力しましょう。以上、長くなりましたが、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 総務産建常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 先ほど、ふるさと納税に関わる請願について、不採択という報告をされたわけですがけれども、審議の内容としては、3対3の同数、その上で現状維持という原則という表現を使われながら、委員長の否ということで不採択というこ

とになったので、その辺りについては非常に微妙なところもありますし、改めて詳しいところを御説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中村委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） 委員長として大変厳しい判断をしたとは思っております。ただ、委員長はやっぱり委員会の中を個人の意見のみならず、委員会運営の中で判断すべきものがあると。個人だけではないと、思いがあります。そういう中で、既に不採択理由にもありましたが、この4月に7項目の使途利用を拡大してきた。基本的には、町が進めるいろんな施策の全てに対応できると、そういうふうにしてきた。それから、請願の内容が踏み込み過ぎている。内容として、実施部分、具体的な例として、例えばそうかも分かんず。要は、請願の1項目、2項目、要はこれをしなさいと、そこまで要は言われる筋合いじゃないでと。応援してくれっていう程度で収めるべきではないかと。だから、過ぎているという判断の意見もありました。また、町長から、そういう意向があれば応じていきたいというような答弁もこの一連の中であったものであります。請願16件が同一内容であり、個々の団体なりの事情に全く沿っていない、見えない。厳しいことは総論で分かるけど、せっかく16件の請願が出るんだったら、16件なりの現状を書くべきだ。だから、請願を受けた者としては、非常に失礼な感じがする。内容とは別としてね。だから、やり方についてですね、やや不満を持つもんであります。また、請願者個人か団体かよう分かんず部分がある。それなりの理由があるかも分かんず。でも、そういう不明瞭な中で提出がなされていること。それから、特定に偏り、不平等になるおそれがある、そんな見解も持ったところであります。賛成派としては、寄附者の意向に沿えるということも確かにあります。でも、それがその一方で、先ほど列挙したような問題も含んでいると、そういうところから最終的に現状維持という判断をしたところであります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようであります。それでは、これで質疑を終わります。中村委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が9月9日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 失礼します。民生教育常任委員会の報告をいたします。新温泉町会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

開催日時は、令和2年9月9日。所管事務調査は6課ありました。こども教育課、生涯教育課、町民安全課、公立浜坂病院、健康福祉課、上下水道課の6課でございました。事務調査内容につきまして、報告事項及び協議事項。今回は9月の補正予算がたくさんありまして、報告の時間がかかりますけど、よろしく申し上げます。各課の事務調査内

容を報告いたします。

こども教育課についてであります。協議事項1件ありました。令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）についての協議事項であります。補正内容はいろいろありましたが、浜坂認定こども園整備候補地選定業務ということで、整備検討委員会での協議経過、議会での審議経過、併せて、兵庫県が先般公表した岸田川、味原川、1,000年に1回の洪水、浸水を想定し、浜坂認定こども園建て替え候補地選定方針の下、現地調査等を行い、3か所程度の候補地を客観的かつ技術的な視点から評価し、子供たちが安心して安全に園生活を送れる場所を総合的に判断するため、コンサルタント業務を発注する補正予算であります。

補正予算額は450万円という件に関しまして若干の質疑がありました。過去に否決された候補地は取り除いて考えるべきだという質疑に対しまして、答弁といたしまして、候補地は整備検討委員会、議会の審議で上がった約20か所を想定し、コンサルタント業者が立地条件、法規制状況等10項目を根拠に3か所程度に絞り、議会に提案したいという答弁でありました。異議があり、賛成少数で否決されました。

次に、生涯教育課です。協議事項は1件ありました。令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）についてであります。補正内容としましては、緊急経済対策事業、ICT環境整備事業です。パソコン、動画編集用ソフト購入の事業であります。補正予算額は25万円。1件目、社会教育施設感染予防拡大防止事業、これはパーティション用パネル、ポール、サーマルカメラ購入等の予算であります。補正予算額は、公民館費で439万9,000円、文化体育館費で147万1,000円。詳細はお手元の資料を御清覧ください。

質疑がありました。パソコンは一括購入か、工夫して執行することを提案する。答弁として、各課が要望し、総務課がまとめて一括購入しているという答弁でありました。ほかに質疑がありました。緊防債を目いっぱい使ってから、過疎債を使ったらどうかということに対しまして、答弁として、両方検討し、緊防債を最大対象とし、有効な起債利用を考慮して進めているという答弁がありました。異議なし、了承しました。

次に、町民安全課です。報告事項は1件ありました。新温泉町総合防災訓練の開催について、報告事項ですので、これはお手元の委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件ありました。令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）についてです。補正内容は、避難所備蓄品の整備事業。事業目的として、感染拡大防止、自然災害への備え、また避難所の衛生環境を維持するための必要備品を購入する事業です。補正予算額は2,407万4,000円であります。これも異議なし、了承しました。

次に、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりです。報告事項は2件ありました。まず、浜坂病院事業については、診療の体制の変更について、泌尿器科の診察日が変更ということ報告を受けました。詳細はお手元の資料を御清覧ください。

次に、投資的事業の実施状況について、電子カルテシステム更新事業、施設中央監視

設備追加工事、人体検温システム設備工事、いずれも9月以降に着手予定ということでありました。詳細はお手元の資料を御清覧ください。

協議事項は1件ありました。令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。内容は、兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業、公立浜坂病院と介護老人福祉施設に分であります。補正予算額はそれぞれ480万円、介護老人保健施設のほうが390万円ということであります。この事業に対しましては、今回、各課から補正予算がついておりまして、この目的等はお手元の資料の概要に考え方書いておりますので、御清覧ください。公立浜坂病院、この補正予算は異議なし、了承しました。

次に、健康福祉課であります。報告事件は6件ありました。そのうち、1件報告させていただきます。新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間の延長について、報告を受けております。変更部分は、適用期間の延長であります。改正前は令和2年1月1日から9月30日の間が、改正後は令和2年1月1日から12月31日までに変更するという報告がありました。他の5件につきましては、お手元の資料を御清覧ください。

協議事項4件ありました。まず1件目、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）について、補正内容は、新温泉町特別出産給付金の支給事業、支給対象は、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した子供、支給額は1人当たり10万円、補正予算額は600万円の補正であります。

これ、5件ともまとめて報告をいたします。

次に、新温泉町インフルエンザ予防接種費用特別助成事業ということで、目的等は資料を御清覧ください。対象者は生後6か月から65歳未満の者とする。助成額は1人1回2,000円で、補正予算額は1,291万1,000円。

次に、手洗い場等自動水栓化事業。改正内容は、温泉福祉センター「すこやか〜に」に4か所設置するという内容です。

4件目は、感染者予防啓発パンフレット配布事業。補正予算額は61万5,000円。

5件目は、障がい者就労支援事業ということで、補正予算額は216万円。

6件目は、病院施設・介護老人保健施設の経営対策事業ということで、これは補正内容としましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、収益減となる公立浜坂病院・介護老人保健施設ささゆりを支援し、機能維持を図るという事業であります。補正予算額は1,700万円。

次に、大きな2件目で、令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算について、これも先ほど申しました従事者慰労金事業、これは照来、八田、歯科診療所に対する補正予算額は40万円等であります。

次に、令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、この電算システム改修業務等の負担金で1,501万9,000円。

次に、令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これも従事者の慰労金事業であります。補正予算額は565万4,000円。

以上の案件につきまして質疑がありました。中の特別出産給付金支給事業について、支援の考え方、延長はしないのかという質疑がありました。答弁として、不安、経済負担を解消する。また、一律同一金額、公平性担保をする考え方で取り扱う。延長は検討課題としてするという答弁がありました。

次の質疑に、インフルエンザ予防接種ワクチン取扱い、いろんな意見に惑わされず、取組をするように提案がありました。必要性をPRする。二重発生しないように取り組むという答弁がありました。以上、異議なし、協議事項は了承しました。

次に、上下水道課です。協議事項は2件ありました。

1件目、令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算額等は382万8,000円です。

2件目、令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、補正内容は、給料減額等であります。これも2件とも異議なし、了承しました。

最後に、その他であります。閉会中の継続調査の申出についてであります。閉会中の継続調査申出について、配付の申出書のとおり、会議規則第74条の規定により議長に申し出ることを、異議なし、了承しました。

以上をもちまして、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 民生教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑はないようです。これで質疑を終わります。

宮本委員長、ありがとうございました。

次に、議会運営委員会が本日9月14日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

谷口委員長。

○議会運営委員会委員長（谷口 功君） 議会運営委員会の報告をいたします。本日9月14日8時半より議会運営委員会を開催をいたしました。協議事項2件について、協議をいたしました。

まず町長から、議長に提出された議案の撤回についてであります。議案第87号令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）についての撤回について、議長から議会運営委員会に諮問があり、協議をいたしました。

本件の撤回の許可については、議会に諮ることが適当であると結論をいたしました。本日の日程第2に議題として提出をされます。

次に、閉会中の所管事務調査について、3項目を議長に申し出ることといたしました。以上であります。

○議長（中井 勝君） 谷口委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が9月3日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

阪本委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（阪本 晴良君） それでは、議会広報調査特別委員会について報告をさせていただきます。

去る9月3日、本会議終了後に当委員会を開催し、10月22日木曜日に発行予定の議会だより第60号の編集方針について協議いたしました。今回は、本議会が第100回の記念講演を実施しますので、その記事と決算関係の記事がありますので、26ページ立てで予定をしております。原稿依頼は9月23日の発送を予定をしております。一般質問の記事については、お配りする原稿データを御利用ください。写真とそのテーマの提出もよろしくお願いいたします。締切りは10月2日金曜日としております。よろしくお願いいたします。

また、今回のコロナの感染症対策として、一般質問の質問者はアクリル板を設置し、マスクを外して行いました。このため、光が反射して顔写りがよくありませんでしたので、あさって16日に写真を撮り直したいと思っておりますので、一般質問された方、御協力よろしくお願いいたします。

次に、さきの全員協議会で決定されました町長からの答弁で、検討しますのその後に係ります追跡コーナーの掲載につきましては、次回の1月発行予定の議会だよりから掲載をする予定にしましたので、原稿の寄稿に御理解、御協力をそれぞれよろしくお願いいたします。当局のほうにも、この件につきまして、議員が取材に何うかも分かりませんが、御理解、御協力、よろしくお願いいたします。以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） 阪本委員長、ありがとうございました。

これで委員会報告を終わります。

次に、町長から報告がありましたら、お願いします。

○町長（西村 銀三君） ありません。

○議長（中井 勝君） 以上で諸報告を終わります。

---

日程第2 議案第87号令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）の撤回について

○議長（中井 勝君） 日程第2、議案第87号令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）の撤回についてを議題といたします。

町長に、議案87号令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）の撤回の理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 令和2年度一般会計補正予算（第7号）について、撤回をお願いしたいと思います。

理由につきまして、9月9日開催の民生教育常任委員会での審議等を踏まえ、改めて補正予算案を提出したいので、既に今議会に提出させていただいております議案第87号令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）についての撤回をお願いを申し上げます。以上であります。

○議長（中井 勝君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）の撤回を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定しました。

---

### 日程第3 報告第5号

○議長（中井 勝君） 日程第3、報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、報告第5号の説明をさせていただきたいと思います。

健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。根拠法令は財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法で、第3条第1項、これが健全化判断比率、第22条第1項、これが資金不足比率で、それぞれの規定に基づき報告をいたします。

説明の都合上、まず審議資料の5ページを御覧いただきたいと思います。資料上段の現行制度を御覧ください。財政状況を健全、早期健全化、再生と3つの段階に分類しております。このうち、早期健全化が要注意ライン、再生が危険ラインとなります。健全段階であるかどうかの判断につきましては、一定期間の変化を見るフロー指標で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3指標。それから、1時点での結果を見るストック指標といたしまして、将来負担比率を定めております。公営企業につきましては、資金不足比率により、健全化を判断をいたします。

次に、6ページを御覧いただきたいと思います。今、申し上げました5つの指標、それぞれの基準に関する資料でございます。下の表で縦に5指標上げ、横にそれぞれの段

階を表示して、基準となる指数を示しております。例えば、3段目の実質公債費比率では、25%以上になると早期健全化団体、35%以上になると財政再生団体となります。ただ、ここでは健全段階であっても、18%以上になると、地方債の発行手続上、協議許可が必要となります。また、将来負担比率及び資金不足比率の再生段階は設定されておられません。

7ページは同様の内容でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、8ページを御覧ください。それぞれの指標の対象となる会計等の範囲を表すイメージ図でございます。5つの指標の対象範囲を矢印で示しています。実質赤字比率は、本町でいえば一般会計並びに浜坂及び温泉各残土処分場事業特別会計が対象となります。連結実質赤字比率は全会計、また実質公債費比率は、全会計に加えて、一部事務組合等への負担金のうち準元利償還金に当たるものを加えます。将来負担比率では、実質公債費比率の範囲に、さらに第三セクターなどへの負担金等のうち債務負担に係るものを加えます。資金不足比率につきましては、特別会計の中でも地方財政法上の公営企業会計が対象となります。

資料9ページ以降は、5つの指標の計算式等、算出根拠を示しております。説明は省略をさせていただきます。

審議資料の1ページに戻っていただきまして、令和元年度決算に係る財政健全化判断比率等5指標の積算について、概略を説明いたします。

まず、実質赤字比率でございます。一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率を表しております。対象となるのは、一般会計に加え、浜坂及び温泉の残土処分場事業特別会計となります。表中の(A)、(B)、(C)が計算上の分子となりまして、(D)が分母となります。(A)、(B)、(C)は、赤字の種類で繰上げ充用額、支払い繰延べ額、事業繰越額ですけれども、3種類とも発生しておりませんので、ゼロと記載しております。分母となる(D)の標準財政規模は、その団体が1年間で標準的に収入し得る経常一般財源でございます。中身の主なものとしましては、町税、普通交付税になります。この標準財政規模が、この後出てきます資金不足比率を除く4指標の分母、または分母の中心となる数値となります。最下段を御覧いただきまして、分子となる(A)、(B)、(C)がゼロですので、実質赤字比率は横バーで該当なしとなります。

次に、2ページを御覧ください。表の左側部分が、連結実質赤字比率です。町全体11会計の実質収支、資金不足または資金剰余額を記載しております。(1)から(3)で赤字が発生しているのが、(2)の浜坂残土会計でございます。これは、一般会計等という同一の分類の中で、繰り出し、繰入れを純計操作している関係上、発生しているもので、一般会計等全体では黒字でございます。

下から3行目の(A)欄である連結実質赤字額が計算上の分子となりますが、黒字ですので該当なしとなり、よって連結実質赤字比率においても横バーで該当なしとなります。

次に、表の右側の細長い列の資金不足比率です。地方財政法上の公営企業5会計である浜坂温泉配湯事業から七釜温泉配湯事業まで、それぞれの事業規模に対する資金不足額の比率でございますが、資金不足額は発生しておりませんので、全て横バーで該当なしとなります。

次に、3ページ、実質公債費比率です。一般会計等が負担した元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。この対象は、町の全会計11会計と一部事務組合等です。計算上、3年間の平均となりますので、平成29年度から令和元年度の数値を記載しております。(1)から(12)が分子、(13)から(16)が分母で、分子のうちの(1)から(6)がプラスの要因、それから(7)から(12)がマイナス要因、差引き(A)が分子の計で、見方としては増加傾向なので、上昇する方向でございます。

次に、分母ですけども、(13)から(15)が標準財政規模でプラス要因、(16)がマイナス要因ですけども、分子の(7)から(12)と同じ額を差し引きます。結果、分母の数値は、普通交付税の増加に伴い増加傾向でございます。

以上から、それぞれの単年度の実質公債費比率を算出するわけでございますが、値を小数点以下6位未満四捨五入で求めます。令和元年度、単年度は11.24229でございます。

次に、令和元年度における実質公債費比率は、3か年平均で算出しますけども、小数点2位未満切捨てとなります。10.6%となりました。一番下のところに書いております。昨年度が10.2%でしたので、0.4ポイント増加しております。近年、減少傾向から増加に転じております。これにつきましては、北但クリーンパークに係る償還が始まったことが主な要因であると考えております。

次に、4ページを御覧ください。将来負担比率でございます。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。負債が、おおむね1年間の標準的な収入の何年分に当たるかというようなイメージで、主に公債費残高等に着目した指標になります。また、この比率の対象は、町の11会計と一部事務組合、広域連合、公社・第三セクターとなります。計算上の分子は、表の(1)から(8)がプラス要因、(9)から(11)がマイナス要因となります。また、(9)は財政調整基金等、(11)は普通交付税算入額の合計でございます。分子の小計は41億8,523万円で、(1)地方債現在高が増え、(9)充当可能基金現在高も増えたものの、前年度と比較して増加しております。

次に、分母ですが、(12)の標準財政規模がプラス要因、(13)から(18)がマイナス要因で、普通交付税算入分でございます。小計が49億4,247万1,000円となり、こちらも前年度と比較して増加しております。

結果、分子、分母ともに増加となりますけども、分母に比べて分子の増加割合が大きく、比率は84.6%と、前年度と比較して12ポイント増加しました。この比率も実質公債費比率と同様、近年の減少傾向から増加に転じております。これにつきましては、

新残土処分場に係る借入れが主な要因と考えております。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案の裏側でございます。審議資料で説明しました計5つの指標について報告をいたします。まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生しておりません。実質公債費比率が10.6%、将来負担比率が84.6%と、4指標とも健全段階でございます。

次に、資金不足比率ですけれども、5会計とも発生しておりません。したがって、町全体としまして、現在、健全段階でございますけれども、引き続き、町債の発行、基金造成などに十分配慮するとともに、病院等の経営改善に努めていく必要がございます。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（中井 勝君） 説明は終わりました。  
暫時休憩します。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

- 議長（中井 勝君） 再開いたします。

ここで、監査委員から健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査報告を受けたいと思います。

川崎代表監査委員から審査報告をお願いいたします。

- 代表監査委員（川崎 雅洋君） 失礼します。

健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を行います。令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、去る8月6日、小林監査委員と実施しました。審査につきましては、事前に提出がありました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項、計数を記載した書類が適正に作成されているかについて審査を行いました。

まず、健全化判断比率の状況ですが、実質公債費比率では、3か年平均は10.6となり、前年比0.4ポイント悪化しています。また、将来負担比率は、前年対比で12ポイント悪化し、84.6%となっています。

次に、資金不足比率の状況につきましては、5会計全てにおいて資金不足は生じていませんが、今後とも効率的、効果的な行財政運営を進められ、引き続き財政基盤の安定に努めていただきたい。なお、公立浜坂病院事業会計におきましては、特別利益による改善でありますので、経営健全化に向けた抜本的な取組を徹底していただきたい。

最後に、審査の結果でございますが、算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。以上で報告いたします。

- 議長（中井 勝君） 監査委員の審査報告は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

---

日程第4 報告第6号

○議長（中井 勝君） 日程第4、報告第6号、専決処分の報告について（専決第2号）、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） それでは、報告第6号、専決処分の報告について、御報告をさせていただきます。

専決第2号は、自動車物損事故につきまして、和解が成立いたし、損害賠償を支払うものでございます。説明の都合上、審議資料の11ページをお願いいたします。

自動車物損事故の概要を御説明いたします。事故の状況としまして、本年7月2日木曜日午後2時頃、場所としまして、新温泉町湯990番地の8地先、町道町民センター線、これは町民センターの駐車場でございます。当方職員は、商工観光課、会計年度任用職員の松岡佑子、地域おこし協力隊員でございます。相手方は、兵庫県———番地、———氏でございます。

事故の状況としましては、上記日時に当方職員が公務で新温泉町民センターへ公用車を運転して向かいました。町民センターへ到着をして、町道町民センター線から町民センター駐車場へ停車をするために後退をしたところ、相手方所有の駐車中の車両に気づかず後退を続けて接触し、車両の一部を破損させたものです。相手方は車を止めて会議に出席中でありましたので、けが等はございません。事故の原因は、当方職員の後方確認不足ということを確認をいたしております。ふだんより安全運転を心がけている職員ですけれども、後続車がいたことから、急いでバックをしたために相手車に接触をいたしました。今後は、焦らずに十分に周囲を確認してからバックを行うとともに、常に安全運転を行うように指導をいたしました。

本文に返っていただきまして、損害賠償の額ですが、示談が成立しております。相手方に損害賠償額、21万8,000円を支払うものでございます。

和解の内容としまして、1、町は、相手方に車両の修理代として、金21万8,000円を支払う。2として、今後本件に関しては、双方とも裁判上または裁判外において、一切の異議申立て及び請求は行わないということでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。

それでは、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩します。35分まで。

午前10時19分休憩

午前10時35分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

#### 日程第5 議案第69号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第69号、新温泉町特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、職員の不祥事に対し、管理者として自ら  
を律するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議案第69号を御覧いただきたいと思います。

新温泉町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例  
の制定について御説明をいたします。提案理由は、今、町長、申しあげましたとおりで  
ございます。職員の不祥事に対し、管理者として自らを律するため、特例に関する条例  
の制定をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、条例本文を御覧いただきたいと思います。新温泉町特別職  
の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例。新温泉町特別職  
の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第3条の規定に関わらず、町長に係る  
給料月額を令和2年10月から1か月に限り66万2,400円とするということで、給

料月額の10分の1、7万3,600円を減額するというものでございます。

附則といたしまして、施行期日、1、この条例は、令和2年10月1日から施行する。  
この条例の失効、2、この条例は、令和2年10月31日限り、その効力を失うという  
ものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） この条例は、町長の報酬を10%減にするというもので  
すけれども、過去にいろいろな事件があったりして減給されてることがございます。こ  
のたびは何を基準にしてこの10%になったのかということをお教えください。

それと、この事件についての調査は第三者委員会に委ねられているというように承知  
していますが、その経過なり結果はどのようになっていますか、併せてお尋ねします。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） このたび、こういった入札情報が漏れたということで、町民に  
対する信頼を大きく損なった、そのように思っております。公務員としてあるべき基本  
を逸脱したということで、その責任は、責任者町長としては大変大きいものだ、そのよ  
うに思っております。そういった意味で処分を提案させていただきました。

この処分に対する件につきましては、副町長より御報告をさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 本件につきましては、職員の分限懲戒審査委員会の規定とい  
うものがございまして、当該の職員等につきましてはこの委員会で決定をしております  
が、今回の町長の自らの減額につきましては、町長の提案理由としての、管理職として  
自らを律するためということの中で、これまでのこういった同様の事例等も踏まえた中  
での基準の中で、町長が提案をされたということでございます。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 第三者委員会、再発防止の検討委員会でございます。7月  
31日に第1回を開催して、現在、第2回目の準備をしているところでございます。第  
1回目につきましては、今回の事件の経過、それから、入札、契約、その辺りの仕組み、  
そういったものを御説明申し上げたところでございます。委員については既に報告をさ  
せていただいておりますけれども、鳥取大学の教授、それから顧問弁護士、それから新温  
泉土木事務所長、この3名を委員に依頼して、今後引き続き審議をしていただく予定で  
ございます。

○議長（中井 勝君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 先ほど分限懲戒審査委員会の説明の中で、補足をいたします。  
審査の結果については、町長に意見を具申するという立場での懲戒委員会ではござい  
ます。以上です。

○議長（中井 勝君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） この調査は第三者委員会に委ねている途中であって、まだ最終的に結論は出ていないということですね。結論が出てからでもいいじゃないかなあという気はするんですけども、そこはいかがでしょうか。

それと、この10%という額は町長が自ら決められたというように今お聞きしましたけれども、それでいいのでしょうか。といいますのも、いろいろな事件がありまして、最近では、平成30年6月の交通事故、平成30年12月の飲酒事故、令和元年12月の桐岡のヒノキの伐採事故、そういうのは全て、町長、10%になっています。職員の不祥事に対し、管理者として自らを律するためということで10%です。このたびも10%であれば、それと同等という具合に町長は見られているんですか。前代未聞の、逮捕者まで出る官製談合という事件を起こしたわけですから、今私が言った事件よりもはるかに重いという具合に私は認識しています。町長にその認識はあるのでしょうか、もう一度お尋ねします。もし、その辺がないのであれば、例えば、管理責任、認識が薄い、管理者としての自覚が少ないと言わざるを得ないと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 処分内容、金額でどうのこうのという、そういう視点もあるわけですけど、一定のけじめをつけるということで、今回10%、これまでもそうであります。そういう形を取らせていただきました。

○議長（中井 勝君） 結論が出てからでもいいんじゃないかなという質問です。

西村副町長。

○副町長（西村 徹君） この第三者委員会につきましては、その目的が幾つかございまして、原因究明という部分と再発防止、今後の組織の在り方、あるいは、契約、工事の入札の執行というふうなことでの様々な目的があるわけですが、この処分ということに関しては、一定の結論が出たという上での今回の町長の提案でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 町長は事件について一定のけじめをつけるための減額だと言われましたね。その言い方をすれば、大抵全てのことは一定のけじめをつけて、10%で済むというようにお考えなんですか。いろいろなことに管理責任があるわけです。この事件については、管理責任は過去のものよりもはるかに重いとは私は思っているんです。だから、けじめだけではなくて、もう少し責任の所在をはっきりとして、私にあるんだと、もっと重いんだということを意識してもらわないといけないと思うんですよね。それとも、逆にうがった見方をすれば、今回の事件は、過去の交通事故、飲酒、桐岡の事件等と同等な扱いで済まそうと思っているというようにも見受けられますね。もう少し重かったということを自覚してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 先ほども言ったように、管理者としての責任は当然あるわけです。一方で、個人としての基本的な職務に対する責任、こういったもんもあるわけです。管理者、たくさん処分を、金額を増やせというお考えも分かるんですけど、基本的には、とにかくけじめをつけるという形を取らせていただきたい、そのように思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終結をし、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議があるようですので、それでは、これから本件を起立採決にて行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、14名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま、西村町長から議案第96号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時50分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

先ほど、議案第69号を日程に追加しと申し上げましたが、誤りであります。議案第96号を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ただいま、休憩中に御協議いただきましたとおり、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）につきましては、休憩のままで説明を受けることにいたします。

暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

以上で、休憩中における令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）の説明は終わりました。

暫時休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時20分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じ、再開いたします。

---

#### 追加日程第2 諸報告

○議長（中井 勝君） 追加日程第2、諸報告に入ります。

先ほど民生教育常任委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。  
宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 失礼します。議長より指名がありましたので、民生教育常任委員会の報告をいたします。

本日、9月14日に開催しましたので、新温泉町会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

今回は、こども教育課の1課の所管事務調査を行いました。協議事項は、今定例会に提出される議案第96号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）の1件でありました。浜坂認定こども園整備についての質疑がありました。質疑を終了して、異議なし、委員会として了承しました。以上、民生教育常任委員会の報告をいたします。

○議長（中井 勝君） 報告は終わりました。委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。ありがとうございました。

---

#### 追加日程第1 議案第96号

○議長（中井 勝君） 追加日程第1、議案第96号、新温泉町一般会計補正予算（第

7号)についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村 銀三君) 本件につきましては、予算に補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長(中井 勝君) 内容説明につきましては休憩中に受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出、歳入、総括の順に行います。3回に区切ります。

まず、歳出及び給与費明細書について質疑をお願いします。8ページから最終のページまでです。お願いします。

5番、浜田直子君。

○議員(5番 浜田 直子君) 12ページの農業費、3目農業振興費について、関連してお尋ねいたします。農産物等利用促進事業ということで、第二弾ということで提案していただいています。第一弾のほうが、対象者の割に申込みが少ないということで、申込書を見させていただいたんですけど、今の対象者欄に専修学校と書いてあるんですけど、専門学校生のことなんですけど、ちょっとそれを見た限りでは専門学校生というのがちょっと分かりにくいのではないかという思いがしましたので、できればはっきり専門学校、正式には専修学校だとは思んですけど、認識が、専門学校生というふうに書いていただいたほうが対象者が分かりやすいので、そのように提案させていただきたいと思えます。

○議長(中井 勝君) 西澤農林水産課長。

○農林水産課長(西澤 要君) ただいま御質問をいただきました専修学校の取扱いについては、その名称は学校教育法の第126条の中で、専修学校は高等専修学校と称することができる、また、専門課程を置く専修学校は専門学校と称することができるということで、学校教育法の中では専修学校という取扱いがございましたので、御案内の文書の中ではそのようにさせていただきました。確かに専門学校が、ここに記述がありませんので、委員会の資料の中でお知らせの文書をつけておりますが、この中で専門学校という扱いが分かるように注釈を入れて配布するようになりたいと思えます。

また、申請書の中では専門学校ということで書いておりますが、お知らせのほうではそのようになっておりませんので、専門学校ということを加えたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長(中井 勝君) よろしいですか。

そのほか。

13番、中井次郎君。

○議員(13番 中井 次郎君) 何点かお尋ねをいたします。8ページ、9ページ、それから健康公園のがあるんですけども、ワーケーションについてちょっとお尋ねをしたい

と思います。あまり聞き慣れない言葉なんですけども、そもそもこの目的っていうのは一体何を目的として、現状はこうだからこういう事業をしようという形の、どういう認識の下でやられようとしているのか、それをお尋ねします。

それからもう1点は、いろんな費用をかけるわけなんですけども、現実には需要があるのかどうなのか。これは、コロナ後のいわゆる会社の社員の働き方、こういったことに関する対応だと思うんですけども、それを企業としてやりたいとか、そういう思いがあるのかどうなのか。需要のないところにお金をかけて、すかを食らってっていうような話にならないのかどうなのか、その点をお尋ねしたいと。

それから、このワーケーションについては、元喫茶店、2階で、荒湯センターでありますけども、そこでおやりになる、いわゆる一部をそういう形でなされるわけなんですけども、そのすみ分けは一体、先日も一般質問しましたけども、いわゆる天国カフェっていうのが一つはあって、それと同じ部屋の中に、スペースの中にこのワーケーションも入ることになっております。そこら辺のところを、本当にそういうすみ分けができるのかどうなのか。本当にこれはずっと続けていける事業なんですか、必要性があると、そういう認識の下で、なぜならば、一旦お金を大変かけて、いや、3年でこれは終わりましたとか、そんな話にならないのか心配をしておるところであります。そこら辺のところも話を聞かせてください。

それから、13ページの鳥獣対策サポーター派遣支援事業と、これは実際にどういう活動をおやりになるのか、そして、どなたがこういうことができるのか、対象者がおられるのかどうなのかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、同じく13ページの移住定住コーディネーター、具体的に動いているようなんですけども、実績はどうなのか、この報償費が追加で必要な理由、これを答えてください。以上です。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） まず、ワーケーションの目的についてということでございます。昨年から取り組んでいる事業でございます。そういった格好の中で、ワーケーション、委員会でも御指摘あったように、ワーク、働くことと、バケーションを併せた造語ということになっております。捉え方でございますけれども、国の協議会に入ったり、県と一緒に事業しております。基本的なそのワーケーションの造語的な捉え方もございますけれども、実質は移住定住と観光のちょうど間にあるというふうな形で捉えております。既に昔からよくあります企業誘致の形は、そこに必ず企業さんが来る、会社を持ってくるということでございますけれども、ワーケーションにつきましては、企業の方が、例えば1週間、あるいは3日とか、あるいは1か月、こういう短期の間に実際に来ていただくということになりますので、こういった活動をしていただくことが交流人口の増加につながるということで考えております。

こういった費用をかけて、需要があるのかという御質問でございますけれども、先ほ

ども言いましたように、こういった形はいろんな自治体でも、従来から取り組んでいるところもございます。このたびのコロナ禍でこのワーケーションという言葉が盛んに使われるようになりましたので、新たに考えているようなところもございますので、当然、これからもこういった形の企業さんが、会社から離れて、いろんな自然豊かなところ、あるいは観光地、こういった近辺に来られて、仕事も兼ねた生活をするということは十分伸びてくると考えておりますし、そういった考えの協議会の方と一緒に、今も事業を進めようとしているところでございます。

次に、おんせん天国カフェについてでございます。この中に一部、ワーケーションのスペースをとということで今回補正予算を計上させていただいております。ワーケーションのスペースを設けるとということでございまして、店自体を完全に2つに分けるという意味ではございません。ワーケーションのスペースを分けまして、その部分は今の、予定ではございますけれども、半日単位1,000円、こういった利用料金を頂くような形になります。それ以外のところは普通の飲食店でございますので、テーブルに着くだけではお金は当然頂きません。飲食をしていただく、料金を頂くということになりますので、店の一部が、ある時間貸しではないですけれども、そういった活動をしていただくエリアとなるということで、一体となった運用をしたいということで考えております。必要性ということでは言われましたけれども、当然、これからもそういった必要性はあるという考え方で向かっているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 鳥獣対策サポーター派遣支援事業についてでございます。この事業の概要についてですが、鳥獣被害の知識、技術を有する民間事業者には被害集落の獣害対策指導を委託しまして、集落における適切な野生鳥獣被害対策を進めようとしているものでございます。具体的な取組の内容についてですが、集落内の獣害被害やその対策についての現状をまず調査いたします。具体的には鳥獣による農作物被害の状況把握、それから、防護柵等の設置、維持管理状況の把握、捕獲状況の把握、これらを踏まえまして、対象となる集落に対しまして、侵入防止柵等の設置、維持管理についての指導、それから捕獲についての指導を行うもので、地元住民と一体となって被害対策を進めようとするものでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 移住コーディネーターの報償費の関係で御質問いただきました。移住コーディネーターにつきましては、この4月から着任をいただきまして、毎週水曜日、1日勤務をいただいております。春からこちらの事業実績につきましては、当町が今まで取り組んでいた移住の関係、またホームページの関係について、どこが足りないとか、そういうことの研究をしていただきまして、その改修に向けて行動いただいております。特にホームページを中心に詰めていただきまして、ホームページの、今まで紹介してきた内容、事業の詳細等を、人に見ていただき

やすく改修をいただきながら、出来上がり後順次ホームページに上げております。また、トップページにつきましても一応監修をいただきまして、このたび発注の状況となっております。今回補正をお願いをいたしておりますのは、このコロナの影響の中で都市部から田舎への移住という形で関心が高まっている中、特にこちらに力を入れていきたいということでございます。その中で、オンラインの移住相談会が、今までこちらから出張して行っておりましたものが、コロナの感染予防のためにほとんどがリモートに変更となっております。その中で、この移住コーディネーターにつきましても参画をいただきながら、職員と一緒に移住希望者の相談の対応をしていくということで、執務を増やしていただくという形で今回お願いしております。また、実際にこちらの町に訪れまして、いろんな施設、それから暮らしを見る体験ツアーの希望者も増えております。その対応に職員と一緒に働いていただくために、今回ちょっと報酬の増をお願いをしているところでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。もとい、答弁漏れ。

西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 先ほどの鳥獣対策サポーター派遣支援事業について答弁漏れがございました。誰がその指導を行うのかという点についてでございます。県内に4つの専門事業者がございまして、その事業者のうちのどれかに委託したいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） まず、ワーケーションの関係で、ぜひ見通しなり、それなり、先進的にやってるような自治体もあるわけでしょうから。それと、企業なら企業がこういう意向を示してるというところ辺をきっちり示してほしいなあと思いますね。結構大きな投資をしながら、本当実際のところ言って、需要があるんかと、こういうことがやっぱり出てくると思うんです。これをぜひあれしていただきたいと。

それから、このワーケーション事業の資料が配られました。そのうちの6ページに湯村温泉ワーケーション推進協議会規約っていうのがございます。これを見たら、会員については、第5条、それで(4)、この中におんせん天国カフェ運営協議会なるものが、これが構成団体にいわゆる会員として入ってるわけで、何か、だから本当にその喫茶店の2階はきちっとすみ分けができるのかと聞いたのはそういう意味も含めてであります。このことを、いわゆる公私が一体となってやろうとしているのかということになるわけで、このカフェの会長なり、それから会計については、地元たる自治区の総会でも何の承認も受けてないわけで、こういう団体の中に入れるっていうこと自体が私は大きな問題だと思う。ここら辺をきちっと整理をしてかかってほしいと。そうせんと、税金を使ってるのに何か、どこからどこまでが本当にあれなのか、改めて観光協会、今度は入っていくわけで、観光協会も入り、それから天国カフェも入り、もう本当に公私の区切りができなくなってしまう。これをしっかりわきまえてほしいんですけど、一つは。

新しい事業、改めてやろうとしてますので、やっぱりそういう方向に需要が出てくるのかどうなのか、そういうことを議会にもしっかりと示すことが私は必要だと思っております。そこらについてはどういう対応されますか。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） まず、ワーケーションの見通しということでございます。先進地の例ということで、委員会の中でも、全国の協会、協議会の会長をしております和歌山県が先進地になっておりますし、白浜のほうがその代表的な取組をしているというような形もございますし、長野県のほうが先進地的な取組をしているというところがございますので、そういった例は御紹介していきたいと思っております。

企業の思いはということでございますけれども、これから、この資料の中にもございますように、県の事業、あるいは国の補助事業、いろいろな形で、モニターツアーでありますとかファムトリップであるとかが行われます。それぞれの目的がございますけれども、当然、ただそういった対象となる企業を呼ぶということもございますけれども、そういった企業に対して紹介をしていくような団体をファムトリップとして紹介する、来ていただくというような取組が今年予定されております。当然そういった方の御意見が、これからどのようにしていくということの方向性の参考になると考えておりますので、その結果を十分に見極めながら進めていく必要があると考えております。

次に、湯村温泉ワーケーション推進協議会の資料をつけさせていただいております。湯村温泉ワーケーション推進協議会でございますけれども、環境省の補助事業を受けるためにつくった団体でございますので、今の補助事業の受皿、申請をして、当然、申請者が補助の金額を受けるわけでございますので、そこが受けた補助を執行していくということになりますので、この団体につきましてはあくまでこの補助事業の実行者でございますので、町全体としてはこれからいろんな観光協会等参加いたしまして、両観光協会も参加して考えていくというような形になろうかと思っております。

次に、おんせん天国カフェの話の中で、会長として湯区の区長さんがなっているという形でございます。この事業につきましては、全体の考え方として、昨年度まで行っておりました湯村温泉のまちづくりをどうするかという協議会の延長の話でございます。こういった景観事業をどうしていくかという延長の中で、空き家対策も大切じゃないか、空き家、空き店舗、こういったものが対応できないかという形の中で進めたものでございます。したがって、その規約の中にも、やはり地元の役員さんという意味で湯区のほうに入らせていただいております。御指摘のように、地元の総会というものはどのように行われているかというのは確認できておりませんが、湯区の役員会、あるいは町内会長会、こういったものではこの事業に参加することについて確認をされていると聞いております。

公私の区分がということの御指摘でございますけれども、目的にかなった取組ができると認識しておりますので、問題ないと考えているところでございます。以上でございます。

ます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ワークーション、引き続きちょっと、もう一点だけお尋ねします。その資料の3ページ、私は、ワークーション、(3)ですね、ワークーションカフェ、またこれは新しい、天国カフェとはまた別個のあれでしょうか。2階部分の、こっちは天国カフェ、こっちはいわゆるワークーションカフェ、こうなるんでしょうか。その一部分をと、こういうような話じゃないって言われましたけども、これは、私は、ああ、カフェがまた別にできるんかいと、中で。ここら辺が私がきちっと団体なりそれなりを、公私もきちっと含めて、やっぱりするべきだと言ったのはそういったところなんで、2つのカフェができるんですか。改修のあれも出てるけど、ここに。どこに新しいカフェはできるんですか、ワークーションカフェっていうのは。ちょっとそこら辺とこ、本当にあれですって、これから出発するあれですから、きちっとそういったところのことを確認した上で、それと需要を、きちっとどういう需要があるのかを含めてしっかりと示すこと、これがやっぱり必要だと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 今回の資料につきましては、委員会での追加資料、9月10日に追加した資料の3ページのことであると思います。ここの中で大きい5番といたしまして、おんせん天国カフェのことを書かせていただいております。全体の計画であったり、収支、あるいはその規約を書かせていただいております。この中で、今回補正を上げさせていただくということで、特別に改修計画という、こういった名称で使わせていただいておりますけども、おんせん天国カフェが、別のものができるということではございません。おんせん天国カフェは1つでございますので、エリア的に、先ほども言いましたように、ワークーションに時間的に利用していただく部分のスペースをつくるということでございます。以上でございます。（「よう分からへんな」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） そのほか。

8番、竹内敬一郎君。

○議員（8番 竹内敬一郎君） 10ページの社会福祉総務費の中で委託料があります。障がい者就労支援事業ですが、この障がい者就労支援のこの事務所の場所はどこなのか、それと、この施設はどこの施設を予定しているのかお聞きしたいと思います。

次に、14ページの消費者行政費、備品購入費で詐欺被害防止電話録音機がございます。今回、56台の数字が上がってますけれども、この貸出期間の制限はあるんでしょうか。それと、今回これ56台を入れて、現在、累計何台になるのかお聞きしたいと思います。2点、お願いします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 御質問の障がい者就労支援業務の委託料の関係であります。町内に障がい者の就労支援事業所というのが、B型ということで3か所ありまし

て、各事業所が民間からの業務を、仕事を請け負って、そこから収益を上げているという事で、二日市と細田と秋葉台と3か所ございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 長谷阪総合支所長。

○温泉総合支所長（長谷阪 治君） 消費者行政費の関係で、備品購入費ということで迷惑電話の防止機器を上げさせていただいております。これについては、期間の制限はございません。あと、現在何台ということですが、昨年度まで、平成29年度から3年間、29、30、31で、購入は486台しております。そのうち、現在までの設置数が323台ということになりますので、ここで160台ほど現在あるということになりますけれども、故障しているものとかそういうものもありますので、現在140台ほど残っております。

それと、当初予算で56台を予定しております、プラスでまた56台ということ、それと、令和2年度、今年度が補助事業の最終年度になりますので、機器を購入して今後の需要に対応していきたいということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 8番、竹内敬一郎君。

○議員（8番 竹内敬一郎君） 最初の障がい者支援ですけれども、施設は、本町の施設、管理する、業務する施設ですね、どこか、場所が決まったら教えていただきたい。それと、その管理業務の内容も併せて教えてください。

それと、電話機の件ですけれども、これ、資料見ますと65歳以上となっておりますけれども、希望する人であれば別に65歳にこだわらなくてもいいんじゃないかと思いますが、その検討の余地はありますか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 管理する施設ということで御質問なんですけれども、あくまで障がい者の就労支援の仕事が減ってるということで、健康福祉課のほうに取りまとめするような形で、町内の町道とか観光施設や、そのほか公共の関係の業務を委託ということで、かかった経費をお支払いするということであります。以上です。

○議長（中井 勝君） 長谷阪総合支所長。

○温泉総合支所長（長谷阪 治君） 要綱のほうの対象者ということで、おおむね65歳以上の者ということ、あとは心身に重度の障がい者を有する者、3つ目に、その他町長が必要と認めた者ということで対象者を規定させていただいております。特に65歳以上でなくても必要な家庭には設置をさせていただきたいと考えております。

○議長（中井 勝君） 8番、竹内敬一郎君。

○議員（8番 竹内敬一郎君） 電話機のほうは分かりました。

今、障がい者の方の業務内容ですけど、ちょっと業務内容をもう一度確認の意味で教えてください。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 町内に障がい者の事業所ということで、就労支援のB

型という事業所が3か所ございます。そこの就労支援の業務が、仕事自体が民間からの仕事が減ってるということで、今回、公共的な、町道の管理とか観光施設の管理等を、健康福祉課で一括管理っていいですか、発注するような形で取りまとめをする中で、仕事を提供していきたいと考えてるところであります。以上です。

○議長（中井 勝君） まだたくさんありますよね。

ここで、暫時休憩します。昼食休憩。午後は1時からお願いします。

午前 11時 55分休憩

---

午後 1時 00分再開

○議長（中井 勝君） それでは、昼食休憩を閉じて、再開いたします。

質疑をお願いします。

10番、岩本修作君。

○議員（10番 岩本 修作君） 13ページの林業振興費の中の補助金で、機械導入事業というのがありますが、この事業目的、趣旨等を見たところ、新型コロナウイルス感染症拡大により低迷した木材価格が低下していると、この木材価格が低下することとこの機械導入という、この関連性を教えてください。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 木材価格が低下いたしまして林業者が影響を受けているということでございます。コロナ終息後にはまた生産活動が拡大するということで、その拡大した場合に迅速に対応できるようにということで、高性能の林業機械を導入ということで、その支援を考えてるところでございます。

○議長（中井 勝君） 10番、岩本修作君。

○議員（10番 岩本 修作君） それでは、この森林組合は今までこういった機械は持っていないくて新たに導入するものなのか、今まであったやつが古くなったんで入替えをするのか、どちらでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 森林組合、今まで高性能森林施業機械持っておられます。今回支援をしようとしてる機械につきましては、新しい機械で、森林組合が持っていないもの、それから、従来持っているプロセッサという機械なんですけども、そちらは古くなったということで、今回それを更新しようということで、今回の支援の中では2台入っているところでございます。

○議長（中井 勝君） 10番、岩本修作君。

○議員（10番 岩本 修作君） ということは、こういった事業等は、今回森林組合なんですけど、ほかの事業者、建設業とか、こういった機械持っておられますよね。そういった建設業に対してもこういった補助金、こういった事業は可能なんじゃないか。

○議長（中井 勝君） 建設業、誰が答えましょう。取りあえず副町長、行くか。

西村副町長。

○副町長（西村 徹君） このたびの件につきましては、北但西部森林組合から7月31日に要望書という形で支援を要望されたということで対応しているところでございますが、そのほか、民間とかということでしょうか。（発言する者あり）ああ、その辺についてはちょっと、団体としての在り方とかそういうことで、今それが可能とかいうことについてはなかなか難しいとこというふうに考えております。

○議長（中井 勝君） 岩本議員、4回目だ。  
5番、浜田直子君。

○議員（5番 浜田 直子君） 同じく、13ページの林業振興費の、先ほども出ていた鳥獣対策サポーター派遣支援業務についてなんですけど、先ほどの説明を聞かせていただくと、農産物等に対するということ、地域との連携を図って支援の対策を考えるとことだったんですけど、先日の一般質問でも提案させていただきましたが、自然保護団体の自然環境を守るという趣旨に沿ったような思いも含めた上での専門業者を選定していただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 質問の内容分かりますか。  
西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 今回補正予算で上げさせていただいております鳥獣対策サポーター支援事業につきましては、農産物等の被害ということで考えているところでございます。希少植物等の関係につきましては、この事業では、どこにあるかということもあるんですが、今回の場合は被害が大きいということで、被害が深刻だということその地域を選定して事業に入ろうとしてるところでございますので、希少植物等がそこにあるかどうかは分からないんですけども、今回は農産物等の被害対策ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。  
そのほか。  
14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 10ページ、社会福祉総務費です。コロナ従事者慰労金ですけれども、一般会計での対象者が1人しかいないというふうになってるわけですけど、それがなぜか、どういう人が対象なのかという説明をお願いします。

それに関連して、この間、11日付の新聞報道で、兵庫県がかかりつけ医でコロナ検査をすると、あるいはPCRセンターを但馬にも設置するということが報道されておりますけれども、この具体的な内容が分かるでしょうか。

それから、同じく民生費の、11ページ、こども園ですけれども、予算を取り下げるということになったわけですが、取り下げることはやむを得ないとして、本当に、その後どうするのかという、僅か、委員会で否決をされてからあまり時間がかかっていないということから、なかなか方向を示すことが難しいかもしれませんが、しかし、もう既

に3年経過してるわけですね。ですから、本当にしっかりとした方向性を持っていないと、これから先が見えてこないと思うんですね。ですから、そういう意味では、考え方だけは、予算を下ろすという決断をされたということと併せて考え方を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、12ページ、予防費ですが、インフルエンザワクチンを、ほぼ町民全体を対象にして進めると、それはいいことでぜひ進めてもらいたいわけですが、本当に対応できるのか。それから、ワクチンが確保できるのかということについて、医師会との相談とかいろいろあると思うんですが、ぜひその具体化について教えてください。

それから、15ページ、常備消防費で、救急隊員のコロナ対策といますか、こういうことについてはどうなっているのでしょうか。以上。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） まず最初に、10ページのコロナウイルス感染症対応の従事者の慰労金ということでありまして。今回、病院の関係や診療所や事業所関係ということで、ここの一般会計に上げてる分につきましては、障がい福祉サービス施設・事業所等ということで、新温泉町設けております障がい者相談支援事業所ということで、社会福祉士の1名分ということでありまして。

次の質問で、但馬にPCRセンターの設置の関係については、申し訳ありませんけどもちょっと情報を仕入れておりません。

次に、12ページの予防費のインフルエンザの関係のワクチンの関係であります。ワクチンについては医師会の会長とも協議したりしておりますけども、業者のほうに聞きましたら、昨年より1割増しで生産してるということで、多分足るんじゃないかなあという見解ではあるんですけども、国のほうで、厚生労働省では優先順位ということで、必要な方については先に打って、優先順位が後の人は時期をずらしてということでニュースなんかでは報道されてるという状況であります。以上です。

○議長（中井 勝君） 中田課長、多分足りるなんていうような答弁は駄目だよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）用意ができるから予算に上げるんでしょう。多分ていうような予算は提案しないでください。

次、こども園。

松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） こども園の予算を取下げをさせていただきました。委員会での説明の中で、これまでの審議経過を踏まえた候補地の選定方針に沿っていないということで私は受け止めております。そういった中で今回取り下げたわけですが、整理をしなければならぬ一つとして、どこまでを周辺と捉えるのか、これがまず1点。そういったこともありますし、様々な御意見をいただく中で、やはりどのようにして理解をしていただけるのかなということの中で、コンサル委託をして比較検証していきたいんだという御提案を申し上げました。ただ、そういったことができない状

況にあります。ただ、そういうながら、既存施設の老朽化は進行していくということの中では早急な対応が求められてるといふことがあります。

今後、そういった比較検証の制度が十分でないかも分かりませんが、職員の中で、これまでの積み重ねてきた経過等を整理をして、やはり3か所程度に絞り込んでいく中で、状況によっては配置計画であるとか、やっぱり事業費の算定についてはコンサルさんの力をお借りしなければならないというようなこともあろうかと思ひますが、そういった時点にはまたお願いをすることがあるかも分かりません。そういったことを踏まえながら、あくまで令和3年度の当初予算の提案を目指して取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 救急の関係ですけれども、広域消防のほうで救急に当たっておるわけですけれども、一応、通常の出動の折にもマスクや手袋等はされております。その後、帰りました折に、救急車の消毒等の機材を広域のほうで購入を考えております。車内や機材の消毒をオゾン発生装置によってするということと考えておられるということ聞いております。

広域の予算につきましては、それぞれコロナの関係で中止になった事業等もあるようございますので、そういったものの減額等と併せて備品購入等も考えておられるということで、それはまた今の既存の予算の中で執行されると聞いております。一応、差引きの中での、広域での定例会等に報告はされるということ聞いております。以上です。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） まず、10ページの慰労金ですけど、例えば、庁舎内にいる保健師とか、あるいは介護保険の、何だ、ちょっと職名が出てきませんけれども、介護保険で対応される方とか、そういう、要するに感染者の発生、濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定の役割を担った場合、対象となるとされているわけですから、この庁舎内にも、保健センターにも、そういう人がたくさんいらっしゃるんじゃないですか、何で1人なのかなという疑問を持ちます。あまり狭く限定する必要はないんじゃないかと。県知事も幅広く対応すると言われているわけですから、遠慮する必要はないと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、こども園、令和3年度予算まで、じゃあ、新しい方針示さない、具体的動きをしないということなんですか、本当にそんなこといいんでしょうか。

それと、もっと言えば、委員会資料で、今回のコンサル料というのは3か所程度の候補地を客観的かつ技術的な視点から評価するというふうに限定してるんですね。それなのに、何か委員長報告では、20か所を対象にしてコンサルに委託するというような、何だかそれだけでも、一体どういう方針で臨んでるんだという疑問があるんですが、もう少し明確に、本当に教育委員会としてどうしようとしているのかということを示していただきたいと、そうでなければなかなかこれ進まないんじゃないかなと思うんです。ぜ

ひそこを、本当に予算を落とすぐらいの決意で新たな方向を示すということも同時にしていただきたいということを申し上げたいと思います。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 慰労金の関係でございます。地域包括支援センターの関係につきましてはケアマネジャーが6名いるということで、介護保険のほうで計上させていただいております。今回、事業所関係ということになってまして、保健師の関係、健康推進係に保健師いるわけなんですけども、補助事業の中身があくまで事業所の職員ということになってる関係で、一役場の職員ということが対象にはなっていないということで、慰労金の対象ではないので、保健師の分は計上してないということであります。以上です。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） まず、委託料の関係でありますけども、3候補地程度に絞り込んで比較検討していくという前段の中に現地調査という部分があります。これまで整備検討委員会で御協議いただいた候補地、議会、委員会等で御意見をいただいた用地、それから、洪水浸水想定が発表された以降に、職員が現地調査をしながら候補地になるべきところではないだろうかというようなところを合わせると約20か所程度あるということの中で、それについてまず現地の調査をしながら、本当にここにこの施設が収まるのか、進入路はどうだろうかとか、いろんなコンサルの観点の中で、そこからまず3か所に絞り込んでいく。その3か所に絞り込んだ後に、それぞれの候補地のメリット、デメリットを整理をさせていただきながら、皆様と協議をしながら候補地を最終決定したいという考えで御説明を申し上げたところであります。

そういった意味で、委託料の業務の内容としてはそういった内容ということで御理解をお願いしたいと思いますし、そういった過程の中で、当然、20か所から3か所に絞り込んでいく過程、それから3か所のメリット、デメリット、こういったものについては所管の委員会が中心になろうかと思っておりますけども、所管の委員会、それから役場の関係課、教育委員会の委員の御意見をお伺いしながら、適宜、御説明、御協議をしながら、その段階で結論が出るのであれば、当然、前倒しの予算化ということになりますけども、何とか3年度の当初予算には計上できるように取り組んでまいりたいという御説明をしているところであります。以上です。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） ワクチンのこと、先ほど落としていたんですけどね、仮にしっかりワクチンが確保できたと、それを具体的に、浜坂病院や医師会の御協力を得て実施していくと、その体制も、先ほど厚労省の一般論として、いわゆる急がれる人から順番にということを一一般論としてはお答えいただいたんですが、この町としてどうやって対象となる人へ接種をするのかということを実際に具体化しなければ、10月1日から厚労省は始めますよと言ってるんですけど、なかなか大変なことだと思うんですよ。

手抜きのないように、あまり時間ありませんけど、準備進めてもらいたいと思います。

それから、こども園ですが、いろいろ、まだいまだに20か所が候補地となるという、本当にそれがどういう方針の下にそういうことなのかという疑問もありますし、さらに、町長が非常にこだわっておられる現在地ということですが、それが候補地として、教育委員会として認められるのかと。本当に、こども園は新しいハザードで4数メートルと、しかし周辺は5メートルから10メートル、最大深10メートルになると、つまり、それは岸田川堤防の高さですよ。そこまで想定されるようなところが候補地になるのかと、まだそんなことで教育委員会は方針が定められないとしたら、それは進みませんよ。新年度予算にそういうことが出てくるとしたら、進みませんよ、これ。だから、明確に、何を基準にして考えるのかという方針は定めないと進みませんよ。いかがでしょう。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） インフルエンザのワクチンの関係であります。優先順位をどうするかということでもありますけども、医師会の会長なり、内部でも協議を進めて、接種が進むように対応していきたいと考えます。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 今、議員から御指摘というか御意見あったんですけども、本当に、令和3年度の予算に上げるために、やっぱり子供たちの、本会議の中でもありましたけども、子供たちを、守るべき存在である子供たちの安心・安全というところをやはり中心に持って考えていかなければならないってことは思っています。そのことを持ちながら方向性を持って、しっかりと協議をしながら決定していくべき、前に進むべき道を選ばなければならぬとは思っています。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 所管外ですので。保健衛生総務費、11ページでしょうか、需用費に61万5,000円。内容として、パンフレットを作成するために印刷製本の費用ということがあります。全世帯に配布ということなんですが、私は国保運営協議会の委員長をしております、先般の運営協議会の中で、委員のお医者さん、先生が言われました。国保運営協議会が予算、決算だけでええんかいなど、住民を守るためのことを議論せんとあかんと違うかい、そう言われました。私はとってもショックでありました。その分に対して、先生、具体的に言ったのが、じいちゃん、ばあちゃんがえっくらさあっていって病院なりに来て、調子が悪い、ありゃ、これはもしかしたらPCR検査なりをせんといけんような状態かなとかですね、そんなときに、来たそのじいちゃん、ばあちゃん、じゃあ、あんた自力で豊岡に行きないとかね、そんなことは言えると思うかな、医療の立場から。だから、ちゃんとそういう場合は送る、豊岡まで送ってあげる、それぐらいのことをちゃんと行政でしなれな、すべきだと、そんな意見があったんです。それで、課長、説明の中で、そういう場合は広域消防の救急車を手配する、そう

いう下話はできると言われた。

あわせて、その先生が言われたのは、本当に、何ていうんだろう、そういう高齢者、独り住まいという人に対して、こうなったらこうしないや、こういうサポートしますからということ、分かりやすく説明してください、したってくださいと、そんな意見がありました。

ですから、そういう部分ではこのパンフレットっていうのはええと思うんですけど、そういう方々に特化した、ようけ要らんけえ、それをやっぱりすべきだと、町長も検討しますということでしたので、ぜひ、65万円ありますけど、そういう部分を先にしてあげてほしい。

それに併せて、常備消防費です。広域消防の人に運んでもらうっていうのは、下話できるということを言われました。ぜひ、5万円出せとは言いませんけど、特勤手当なりその辺は広域消防の中でちゃんとできてるのかなと、4,000円でしたかね、特勤手当ありましたよね、職員の。そういう制度っていうのはちゃんとできてるのかな。これは広域消防ですから、広域消防の中で確認せんといけんですけど、知り得てる情報として、それができてるかどうかということを確認しておきたいと思います。

それから、ちょっと会計が違うんですけど、あと、5万円のその慰労金があるんですけど、民間で介護訪問、介護訪問センターでしたかいね、そういうふうな仕事場がありますよね。直接、訪問看護をしとるわけですけど、そういう人たちっていうのは今回の慰労金とかそういう部分の対象にはならないでしょうか。ちょっと僕も勉強不足で、その辺り聞いてみたいと思います。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） パンフレットの関係であります。国保運営協議会でも、浜辺委員からも御指摘いただいております。パンフレットだけではなく、新温泉町版ていうか、新温泉町ならではのチラシみたいなことも含めて作るようになっていうことで、担当にも指示はしておりますし、医師会の会長ともその辺についても打合せをするということになっております。

あと、介護のほうの関係についても、慰労金関係でありますけども、事業所関係では該当になるということになっておりますので、5万円が出るというふうに認識しております。以上です。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） コロナ等の伝染病に対応した特勤手当については一応問合せをさせていただいて、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 5万円は出るということで安心したんですが、出るというのは、どこから出るのでしょうか、県なのか、国なのか。そういう情報っていうのは既に施設なりはお持ちなのかどうかということも聞いてみたいと思います。

それから、パンフレット、新温泉町版、特にそこに特化した、本当に限定された方々を対象としたそういうふうな、本当によく分かるというやつをぜひ早期に求めたいと思います。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 慰労金の請求の関係ですけれども、給付費と同じように、国保連合会のほうに電算で請求してから振り込みされるということですので、介護保険の関係でしたら介護保険の関係で国保の連合会通じて請求をして、電算で請求してから出るということになってきます。そこから事業所ごとに各職員に配付ということになってくるわけでありまして。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 結構あるんですけど、まず、8ページの財産管理費、本庁舎のオンライン環境整備の関係です。設計監理と工事請負費が入っていると思いますが、これは説明の中で出てきたんでしょうか、渡り廊下に会議室を2区画整備するっていう形で聞いたと思うんですけども、これは施設的にそういったことが可能なんじゃないんでしょうか。消防法の関係とか、また、例えば空調だったり消火設備だったり、その辺りのところはどのように考えられているのかお伺いします。

それから、9ページの負担金の関係です。但馬地域公共交通活性化協議会への負担金の関係でお伺いします。企画課の委員会資料で、バス試験運行についての費用負担の割合っていうのが、案ですが書いてありました。新温泉、鳥取の区間が記載あって、説明の中で、全但バスがということで伺ったんですけども、現在運行しているゆめぐりエクスプレス、日本交通なんですけど、これとの関係はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

それから、同じく9ページの賦課徴収費、新型コロナウイルス感染症税制措置対応業務、電算の改修だと思うんですけど、これ、中身、前回の補正でもシステム改修やったと思うんですけども、中身を確認させていただきたいのと、同時に行っておけば合理的だったのではないかなあというところで、タイミングがあまりにも近いので、その辺りを確認させてください。

それから、12ページです。農林水産業費の農産物等利用促進事業です。これは第一弾と同額で予算上げてらっしゃるんですけど、やはりこの制度の目的として学生支援と生産者支援、両方を完全に実施するには無理があるんじゃないかなと思うんです。いうのも、第一弾の段階で、かなりその執行率低いですよね。今後勧奨していくとしても、どれぐらいまで伸ばすつもりなのか。例えば、第一弾の目標をどれぐらいに見られているのかをお伺いして、今回同額を上げてるんですけども、幾ら国から財源として臨時交付金が入るとはとっても、100点満点2回取れる予算ですよ、要は。全員に行き渡る分の予算を2回分確保していて、でも1回目で既に苦戦している状況なのに、また同じだ

け上げられるのでしょうか。執行すれば執行するだけ、生産者の方が助かるのはよく分かるんですけども、もう少し現実に即した予算の積算が必要じゃないかなと思うんですが、その辺りをお伺いします。

それから、14ページの公有財産購入費、杜氏館の関係なんですが、委員会資料で、固定資産税の評価額でおおむね予算は積算してるんですが、実際、評価額はあくまで評価額ですし、実勢価格、高いも安いもありますけれども、乖離があると思うんです。予算、これで足りればいいんですけども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。そしてまた、破産管財人との協議によるという形でのお話でしたが、破産事件の中で扱われている財産ですんで、抵当権等が設定されているんじゃないでしょうか。こういった場合に抵当権が設定されますとほかの債権より優先しますんで、抵当権者との協議はどうなっているのでしょうか。

それから、ワーケーションのこともお伺いしたいと思います。まず初めに、委員会資料もたくさんいろいろ追加で出てきたり、非常にややこしいんですが、大きく3つの事業があるのかなと思って整理してます。1か所はメイプルセンターの改修、それから全体でのワーケーションの推進の補助金関係、それからおんせん天国カフェの関係というふうになってこようかと思えます。ちょっと順番にお伺いしますが、メイプルセンターです。あそこは委員長の報告でもありましたけども、かなり天井が高い施設だと思ってます。パーティション設置、また空調等って書いてあるんですけども、パーティションを天井までつけるような形であれば、当然空調も必要になってきます。ただ、上が空いた形にすれば、空調要らないんじゃないかなと、多少もっと少ない金額で改修ができるんじゃないかなと思うので、その辺りも工事費までつけられてますので、どのように検討されたかをお伺いします。

それから、宿泊者、また施設利用者、そして、この直接ワーケーションの事務所を使いに来られた方、その辺り整理して、きちっとやはり要綱整備が必要なんではないでしょうか。特に指定管理で契約で出している中身ですから、使用期間みたいな形でやらずに、きちっと対応するべきではないかなというところでお伺いします。

そして、ざっと戻っていただいて、9ページの企画費の負担金補助及び交付金についてお伺いします。まず、ワーケーション推進事業として補助金が出るような形になってますけども、説明ですと、モニターツアー等行う経費を町内観光団体へ、モニターツアー等の等っていうのは何が入るのでしょうか。

それから、委員会資料の説明の中で、環境省補助金を300万円、湯村温泉ワーケーション協議会と浜坂観光協会で申請されたという内容だったと思います。湯村温泉ワーケーション協議会のほうは150万円で減額して採択、浜坂観光協会はゼロということで、これどういった内容で環境省に補助金を申請して、どういった内容が残り、また蹴られたのは、なぜ蹴られたのかというところを説明してください。

それと、次に、町のワーケーション推進協議会についてお伺いします。これ、まだ設

立してないんですよね。設立する前の団体に補助金を交付する予算をつくるんでしょうか、自主運営をその協議会がされるんでしょうか、事務局はどこがされるんでしょうか、確認させてください。

最後に、おんせん天国カフェの関係でお伺いします。これ、そもそも地域おこし協力隊の当初予算などの説明では、コミュニティーカフェを造るってというような説明だったんじゃないかなと思ったんですけども、いつの間にか観光目的というか、営利目的なようなふうに変わってしまったように見えるんですけども、観光の事業であるワーケーションとコミュニティーカフェっていうのは、相入れるもんなんですか。その辺どのようにお考えかお伺いします。

そしてまた、地域おこし協力隊、2人この事業入られるような形になってますが、会計年度任用職員とはいえですね、役場の職員です。公金を使ってこういったカフェを営業するところが非常に疑問があるものですから、まず協力隊の、1人はまだ募集中ですけども、まず業務内容を確認させてください。

そして、おんせん天国カフェ推進協議会に委託されるんですが、委託内容も確認させてください。

次に、この内容がどんどん当初予算の段階から変わってきているように思うんですが、現状を見ますと、開業費用を町が税金投入して賄っているように見えるんですけども、この辺りどのように整理されているでしょうか、お伺いします。

○議長（中井 勝君） たくさんありましたけども。順番で行こうか、総務課から。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 渡り廊下のオンラインのための会議室の整備でございます。設計費を組んでおりますけども、法に沿った形で設計をして整備をするということでございます。

○議長（中井 勝君） 別に問題はないかっていう質問ですよ。

○総務課長（井上 弘君） 別に問題は、今のところないと認識いたしております。

○議長（中井 勝君） 渡り廊下にしても大丈夫なの、ということやね。じゃあ、いいですよ。次。

長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 9ページの新型コロナウイルス感染症税制措置対応業務の委託でございますけども、先般、6月補正でも新型コロナウイルス感染の経済支援措置ということで、基幹系と滞納管理システムの連携をするためのシステム改修をお願いするという補正をいただきました。今回の補正につきましても、同じ経済措置、支援措置の関わるシステムの改修でございますけども、その後、ベンダーとの協議の中で、令和3年度固定資産税の軽減措置についても、事業用家屋、償却資産適用分、それぞれのシステムの改修が必要ということが生じまして、この改修を行うものと、もう1点、管理システムの特例猶予を、特例の措置適用のためにも追加で生じたシステム改修が必

要となったため、この2つを行うための追加の補正額でございます。

○議長（中井 勝君） 全但バスで行こうか。

岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 但馬地域の公共交通網形成計画についてでございます。県の事業でございますので、全て町のほうでというわけにもまいりませんけれども、今現在、県のほうが計画している公共交通網形成計画の中の試験運行の中に湯村発、鳥取駅という試験運行の案がございます。議員御指摘のように、全但バスが今の当然但馬の交通網の計画でございますので、主体となっておりますけれども、鳥取駅への乗り入れでございますので、当然、鳥取市、あるいは日本交通との協議の上に成り立つというふうに認識しております。以上でございます。

それと次……。

○議長（中井 勝君） ワークーション、後にしようか、順番に、質問の順番に回答をお願いします。

西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 12ページの農産物等利用促進事業の関係でございます。第一弾の対象者の積算根拠についてでございますが、平成25年度から28年度に、町内の中学校の卒業生553人に、文部科学省の学校基本調査による進学率82%を掛けまして、453人という数字が出ました。これを切り上げまして460人ということで、対象人数の積算をしております。現在の状況で申請の数が少ない状況にありまして、この数字が果たして本町の数字に当てはまるかどうかという検証をいたしております。その中で、浜坂高校に実際に大学等へ進学された方の数を照会をかけたとか、あるいは町内の中学校において、浜坂高校以外の学校に進学された方が何人いらっしゃるかということを調査する中で、おおむね460人の数字に近い数字が得られましたので、目標といたしましては、やはりこの460人というところを目指したいと考えております。また、第一弾が10月30日が締切りという中で、第二弾を考えてる状況でございまして、第一弾踏まえて同じ数字でいけるかどうかというところが難しい状況にありましたので、同じ460人という目標の数字を掲げているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 杜氏館の関係。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 杜氏館の用地買収の件でございます。ここの杜氏館の用地につきましては、現在は賃貸契約で使用しておりますが、土地の所有者が破産手続を開始したことによりまして、今回予算を上げさせていただいております。6月26日の官報で破産の手続を開始ということが公開されまして、その後、7月の中旬に管財人のほうから売却の案内をいただいたところでございます。その際には土地を建物を一括売却ということでしたが、今回一部不動産の購入が可能ということで御案内をいただいて

おります。

議員御質問の評価額の利用につきましては、この間期間が少なくて鑑定をする期間がなく、また、先方もこの税の評価額でもって協議をいたしたいということですので、特にそこは合意の上でございます。また、おおむね今回の予算計上につきましては、評価額相当額を見込んでおります。また、実勢価格としましても、現在の土地の周辺売買とかの実績がございませんので、大きな変化はないと考えております。また、抵当権の関係ですが、担保権者や差押えの債権者等の抹消同意を得るということが取引の条件となっておりますので、これで進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 次、ワーケーション。

岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） ワーケーションについてでございます。1点目のメイプルセンターについてでございます。まず、天井が高いという御意見でございます。この空調につきましては、全体の空調を考えております。メイプルセンター入り口からホール、今のワーケーションのエリアでございますので、入って左側の食堂以外の部分を全ての空間の空調として2基という予定でございます。

パーティションについてでございますけれども、パーティションにつきましては、大きな仕切りではございません。それぞれの利用客を若干仕切るという形のパーティションでございますので、家具と一体といいますか、それと同時に、併せて当然移動ができるというような形のパーティションを考えているところでございます。

次に、施設利用についてでございます。施設利用につきましては、夢公社、それを管理いたします商工観光課と調整をしながら進めております。こういった空調等、あるいは設備等につきましても、一緒に協議をしながら進めさせていただいているところでございます。委員会の中でも御指摘がございましたけれども、当然これの施設利用の料金設定等を新たに考えるということになれば、条例改正が必要となります。今年度の調整になりますので、条例改正をすれば、来年度からの運用ということで協議をしているところでございます。

次に、9ページのワーケーション推進事業についてでございます。モニターツアーにつきましては、湯村温泉ワーケーション推進協議会への補助ということになっております。等ということでございますけれども、モニターツアーの実施やそれに係るPR等ということで考えております。申請内容はということで、これの前段といたしまして環境省への補助事業を申請しております。湯村温泉ワーケーション推進協議会というものの自体が、この環境省の補助事業の申請をするために立ち上げをさせていただいております。内容につきましては、モニターツアー、今上げさせていただいておりますモニターツアーや、先ほどのメイプルセンターのこういう改修に伴う工事を含めましたハード事業、こういったものも全て申請させていただいております。ワーケーションのモニターツアー等につきましては、300万円のソフト事業の申請に対しまして、今、150万円。

主には、上山高原を体験施設としてメンバーに入ってるんですけども、この部分の体験的な経費に充てるということで150万円が認められておりますので、このたびは認められなかったモニターツアー等の実施を上げさせていただいております。浜坂の観光協会につきましても300万円の申請をさせていただいておりますけれども、結果はゼロというところになっておりますので150万円、両方150万円の復活なんですけれども、こちらにつきましては受入れの環境整備にということで、観光協会との協議の中でそういった内容での、今回、町からの助成の主体という形の補正の申請でございます。ちなみに、その3,000万円につきましては、ハード事業でございますけれども、ゼロになっているというところで、今回こちらも併せて上げさせていただいております。町のワーケーション協議会で、補助金ということで上げさせていただいております。これにつきましては、この補助を受けるための団体でありますとか、浜坂は浜坂の観光協会だけで実施をしているというような形がございますので、全体としての取組をということで、今調整をいたしておりますので、その名前がこういった形の協議会ということで、この立ち上げの準備をしておりますので、この会に全体を進めるための補助金として、研修等を行うための費用を補正予算で上げさせていただいているところでございます。

次に、天国カフェについてでございます。天国カフェの予算で、当初コミュニティーではなかったのかというところでございます。去年のこういう空き家空き店舗の要望がありまして、検討を始めました。空き家空き店舗に協力隊を活用するというのが一番の始まりでございますし、協議会につきましては町、景観事業の協議会の延長で、その協議会をつくってというのも最初の考え方です。ただ、どのような運用にするかということとは、一番最初の話の中では確定しておりませんでした。確かにコミュニティー的な運用、要は営利を目的としない、こういった考え方もございましたけれども、皆さんで考える中で、実際にお店を運用する、運営するという形での要望となっております。その経過につきましては、細かいところまでは分かりませんが、途中は一つの案として、町費、協力隊の経費を入れるのではなく、その協議会の中で、例えば飲食の方が自主的にやる、そこに協力する、そういった案もございました。ただ、予算時期、多分去年の12月になると思いますけれども、そのときには協力隊の経費を活用した今の取組の形ということで考えがまとまっておりましたので、少なくとも予算時期には今の考え方の中で執行させていただいているところでございます。

協力隊の2名の会計年度任用職員をということでございます。先ほど言いましたように、予算をつけるに当たっての過程でそういった議論がございました。当然、会計年度任用職員、経費を委託費ということで計上するに当たりまして、内部でも検討をさせていただきました。委員会の中では、追加資料の2日目の10日にお配りした資料の中の21ページでございますけれども、協力隊の業務に対する委託の中身、契約の委託業務の中身を書かせていただいております。この中で、あくまで協力隊の経費を使わせていただきますので、その経費の使い道を限定をさせていただいております。1番から5番

まで書かせていただいております。地域おこし協力隊の定住に向けた資格取得、スキル習得に関すること。2番目に空き店舗を活用したにぎわいづくりに関すること。3番目に新温泉町の食材を生かした新商品開発に関すること。4番目に温泉を活用した誘客促進に関すること。5番目に新温泉町もしくは関係団体が行う地域おこし協力隊に関する事業、ということで上げさせていただいて、これ以外は使わないということになっておりますので、営利を目的としたような形のカフェではございますけれども、そこから出てくる経費につきましては、この中身に沿った使用をするということにしておりますし、これも同じく委員会資料、これは9月7日の委員会資料の追加資料として、おんせん天国カフェ運営協議会の規約をつけさせていただきました。この第4条で、1番から7番までのことを記載させていただいております。先ほどの協力隊の委託業務とほぼ同じような形で、こういった隊員の活動、あるいは地域おこしに関すること以外は使えないという規約にしておりますので、たとえ利益が上がっても、これだけの項目の中の事業に使うということで確認をさせていただいているところでございます。

当初から内容が変わってきているということの指摘でございますけれども、繰り返になりますけれども、一番立ち上げをどうしようという段階からは、いろんな検討をさせていただいておりますけれども、少なくとも当初予算に委託料として計上させていただいて、このような形でということで進めてからは、大きな意味での形は変更はいたしておりません。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 答弁漏れ、ないですか。

○議員（2番 平澤 剛太君） 追加で聞きます。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 幾つか追加でお伺いしたいと思います。

まず、但馬地域公共交通活性化協議会の関係、ゆめぐりエクスプレスとの関係なんですけども、何か存続が危ぶまれるような、検討するような委員会報告が何回か前の委員会の中にあっただかなと思うんですが、新温泉―鳥取間の試験運行で、ずっと代替で変わっていきけるものなのか、それとも今後、鳥取市や日本交通も協議の場に入れてっていうことでおっしゃられるので継続していきけるのか。実際にはかなり湯村の方などが中央病院に通ったりするのに使われている方もいらっしゃるようですし、この辺りのところのスムーズに、もし変わるんであればスムーズに動くようにしていただきたいですし、残す方向でいくのであれば、現状の町民の足ですので残していただきたいなと思います。その辺りをお伺いします。

それから、税務の関係なんですけども、同時にやっておけば安かったんじゃないのってところの答弁がなかったと思いますので、この辺りを教えてください。

そして、農産物等の利用促進事業なんですけども、現在、第一弾が非常に苦労している状態で、目標の執行率を幾らで持っておられますか、もうすぐ締切りになると思うんですけれども、そうすれば当然その分は予算が残りますんで、それを見越した形で上げるの

が自然じゃないかなと思うんですけれども、満額、満額で、執行率も100に満たないような状態で上げるのは少し乱暴じゃないかなと思うんですが、その辺りの答弁をいただきたいと思います。

杜氏館は分かりました。

先ほどちょっと漏らしていたのを追加でお伺いしますけども、商工振興費で道の駅の駐車場整備の関係で不動産鑑定料が上がっています。今後の、まだ先の話なんですけども、県との協議で、高架下を駐車場で使える方向でということで協議がなったというふうにお伺いしておりますけれども、例えば2期工事が終わって浜坂のインターを素通りされる方も増える可能性が高い中で、道の駅のやっぱり魅力の高める取組ってというのが必要だと思うんですよ。例えば道の駅に立ち寄っていただけるような取組として、高架の下に遊具など置いて、今回牧場公園で大型遊具のパス画が出て、いいなと思って今提案するんですけれども、遊具などを置いて、道の駅を利用される方が子供を少し遊ばせれるような状況をつくれれば、道の駅に立ち寄っていただける方も増えるんじゃないかな。また、高架の下ですんで、雨、雪も多少はしのげるので、本町の町民も道の駅に立ち寄って、子供を少し遊ばせたりすることもできるんじゃないかなと思いますので、その提案について可能かどうか、また、検討する余地があるかどうか、お伺いします。

ワーケーションの関係でお伺いします。メイプルセンターについては分かりました。過大な改修にならない範囲で必要十分な対応ができればいいと思いますので、実際設計もこれからですから、高額にならないような形で対応していただきたいと思います。

それから、モニターツアーの関係なんですけれども、こちらの補助金で駄目だったので町がっていう形なんでしょうかね。すごく場当たりの、ワーケーション全体の目標みたいなものがちょっと補助金のやり取りの中では見えてこないの、その辺りどのように整理されているのでしょうか。町のワーケーション推進協議会もこういった、これから取り組むという形の中でのことなんです、全般的にお伺いしたいのは、これそもそも企画課の仕事ですか。商工観光課が観光の中心で担当課だと思うんです。おんせん天国室、町長の肝煎りでそういう部署をつくられて、全体の調整や温泉の利活用、町名にふさわしい町づくりを目指すというところまでは分かるんですけど、あくまで企画課って実動部隊ではないというイメージがあるんですけれども、観光にしても、コミュニティーカフェの関係にしても、自分らがやりたいことのために無理やりその業務を持つように見えてしまうんです。まして、それが地域おこし協力隊という役場の職員を使って、営利と言えるような業務形態のカフェを行うというのは、非常にこの地域おこし協力隊の現在の状況からは無理があるんじゃないかなと。

委員会資料の、追加の委員会の資料の4ページで、地域おこし協力隊の隊員の活動費を委託料として出せるかというところで、全国的な業務のスタイルが多岐にわたるっていうふうに書いてあります。もともと町の職員ではなくって、例えば、この①、②の隊員を個人事業主とするとか、町から団体に対して人件費も含めた支援委託、もしくは補

助して、委託先の職員として雇ってもらうというふうな立場であればまだ分かるんですけども、あくまで皆さんと同じ役場の職員が、地域とは調整しているとはいえ、公金、税金を投入してカフェを経営するというのはいかがなものかなと思いますが、その辺り整理されているのでしょうか。どうも、当初予算のときに言ったって言われますけれども、あのときもこの委託とは何ぞや、地域おこし協力隊とは何ぞやという議論があったと思うんですが、まさかこんな経営実態が、要はおんせん天国カフェの推進協議会にしても、ないんですよ。店舗などがあってそこに業務委託するのは分かるんですけど、そもそも委託という、業務委託先として適切なのかどうか、その辺、協力隊の身分も含めて答弁願います。

○議長（中井 勝君） 湯めぐりから行きますか。

岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） ゆめぐりエクスプレス等の関係でございます。この補正に上げているものは、繰り返しになりますけども、県の事業でございますので、できれば協議会のほうでもこういった形の調整ができればという思いはございます。ただ、この試験運行が直ちにその次につながるという形は、今のところ期待まではできないと考えております。ゆめぐりエクスプレスにつきましては、できる限り存続をとということの中での協議はしておりますけれども、一つが鳥取市岩美町の岩美の高速バスの中止がおおむね決まっております。連絡するバスが、まずなくなったという状況がございます。それに併せまして、日本交通が運転者不足、それとコロナの状況により継続した運行は不可能という今の意見でございますので、これから特に、この10月からいよいよ本格的な次年度に向けた話合いということになりますけれども、今のところではなかなか難しいという考えでございます。県の事業を使いましてということの中で、何か打開策をとという考えはないわけではございませんけれども、県の事業として継続できるということは難しいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 新型コロナウイルス感染症の税制のシステム改修でございますけども、議員が御指摘のとおり、まとめて出せば効率よく安くできるのではないかと考えます。今回も2つの業務委託がそれぞれありますけども、まとめて出していきたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） ちょっと何かおかしいけど。

西澤農林水産課長。

○農林水産課長（西澤 要君） 農産物等利用促進事業についてでございます。第一弾の状況を踏まえて、第二弾の予算枠を確保すべきじゃないかという御指摘でございます。確かにそのようなことを考えるべきだと思いますが、第一弾の人数が正しかったかどうかというあたりを検証する中で、第一弾の締切りが10月末まででございます。その中で、まだ申請者を受け入れる枠として、第一弾の分は残しておいて、第二弾を今、実施しよ

うということで補正予算に計上しているところでございますので、議員御指摘の状況を踏まえてということはそのとおりなんです、私どもといたしましては、申請の枠を持ちつつ第二弾ということで提案させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（中井 勝君） 道の駅。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 道の駅に関係します用地取得のための鑑定業務委託料について御質問いただいております。道の駅の駐車場が現在狭くて、また、利用がしにくいという面から、今回、浜坂道路2期工事に伴い、高架下をお借りしながら、そこへの接続の土地を取得をしたいというものでございます。議員の御提案で、町民の方が広く使えたりとか、遊具を設置したりという御提案をいただきました。高架下につきましては、道路の点検であったりとか、いろいろ道路の補修なんかに伴い、本来であればほかの用務には貸さないということが前提でございますが、今回道の駅で事故が起きたりとか、利用者が不便であるということから御理解をいただきまして、駐車場としてお借りをするに御理解をいただいたところでございます。ですので、遊具であったりとか、そういう形では恐らくといいますか、御利用は許可がいただけないと考えております。

それから、今後の道の駅の状況につきましては、また、魅力がある内容をしながら、土地の拡大に伴いまして、お客様に広く御利用いただけるような企画を伴いまして、たくさんの方の集客ができるように今後も検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） ワークーションについてでございます。メイプルセンターにつきましては、関係課、あるいは夢公社と調整を図りながら、過大にならないように事業を進めたいと思っております。

次に、モニターツアーでございますけれども、こちらが駄目だったからこちらでという御指摘でございます。追加の委員会資料になりますかね。中の5ページにワークーションの事業全体計画ということで、今やっている形を上げさせていただいております。町のモニターツアー、これが一番上にありまして、今、実際に行き準備をしているものでございます。その下が、今度は兵庫県が行うという形がございます。その下に、今回の150万円の補正ということで、行程の中の6月、7月、8月ぐらいの欄の下に型式みたいな形で地域課題の解決型であったり、ワークーションのニーズ調査であったり、今回は観光型ということで、観光協会を主体にしました観光をテーマにした紹介というような形でございますので、それぞれのモニターツアーや、あるいはファムトリップは、若干目的をそれぞれ形を変えて今年はいこうということの考えの中で行っております。ただ、湯村温泉観光協会を中心とした湯村温泉ワークーション推進協議会のほうに150万円の今の追加に併せて、浜坂のほうにつきましても、同じような150万円

規模のものを同等にということでは上げさせていただいているという形は事実でございます。両方を全体を進めるという形の中で、上げさせていただいております。

次に、そもそもこの事業については、企画課でないのではないかと御質問でございます。昨年の事業を進めるときからそういった議論はさせていただいております。ワーケーションの、特に県であったり国からの補助事業、こういったものにつきまして、昨年の杜氏の関係の国の環境省とのつながり、こういった中でのワーケーションの事業の進めというのがございましたので、窓口としてどちらがそのままお話をしていくかという形の中で、継続と申しますか、今まで環境省とのつながりでやっていったという、つながりのワーケーションのおんせん天国室がそのまま引き継いだという形になっております。もちろん空き家空き店舗を活用いたしますおんせん天国カフェにつきましても、空き家空き店舗対策と、それを活用した協力隊の事業ということになりますので、そういった点につきましても、商工観光の部署の仕事ということになりますけれども、繰り返しになりますが、景観形成事業の推進のための湯村温泉のまちづくりの協議会の延長、それからの延長ということで、これもそのままおんせん天国室が実施ということでさせていただいておりますので、誰がやるかということは、特に事務分掌等を考えますと重要なことだと考えておりますけれども、一応いろんな調整を図りながらやっている形の延長だと御理解いただきたいと思っております。

次に、追加の委員会資料の4ページの全国的な協力隊の仕事の中で、今回は1番、2番ではないかと申しております。確かに、1番、2番につきましては、協力隊の立場が、いわゆる役所の職員ではなく自営業者、こういった立場で活動をされているところはございます。但馬でいえば豊岡市であるとか養父市、こういうところが当たります。こういったところにつきましては、完全に個人の営利目的という目的は基本駄目だよと言いながら、普通の会社、あるいは普通のお宿、民間のお宿に協力隊が入っていますので、自由度という点でいえば、こういう形のほうが自由度が図れるということは確かでございます。新温泉町につきましては、あくまで役場の職員、会計年度任用職員という立場でございますので、完全な個人の営利、あるいは一つの企業の営利のために入るということは今考えておりません。そういった形の中で、今回協議会の中の委託する目的、先ほど言いました5つの目的に必ず使う。こういったことを条件に活動を進めるということで行わせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。（発言する者あり）ちょっとお待ちください。

あとほか誰がありますかね。1、2、3、4。

ここでひとつ暫時休憩します。30分まで。

午後2時18分休憩

午後2時30分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

大分前ですけど、中村議員の質問で、消防の手当の件で回答が出ました。

小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 広域消防の救急のコロナ対策に対する手当の関係でございませうけども、現在はコロナ対策の手当はないということでございませうけども、次の美方郡広域の定例議会で手当について提案をさせていただきたいということでございませう。

○議長（中井 勝君） では、質問をお願いします。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 11ページ、保健福祉センター費、工事請負費、32万円。トイレ、診察室の蛇口を自動水栓化して感染リスクの軽減を図るとなっております。健康福祉センターのみならず、様々な公共施設が学校等も含めてあるわけですが、全体として感染症を防ぐために、この自動水栓化っていうのは結構な高額かもしれませんので、そのほかにも、以前6月定例会で浜北小のプールするときにもちょっと提案しましたが、蛇口を指でひねるのではなく、肘で押し下ろしたりとか、何かそういった形で、洗った手をまた元の手につけるようなことをせずに水を止めることができるような、そういった装置を徐々に結構ですので、今後いろんなトイレの改修、浜坂北小のプールも含めて、夢ホール等、水回りの設備の新設や改修工事を行うようになってくるんですが、そういったときに、そういったことも考えて行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） これは全体ですから。

井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 今回庁舎、それから保健福祉センター、それから関係するところの予算化をさせていただいておりますが、これにつきましては、今後行われる改修、それから学校のほうにもあると思います。そういった部分でも引き続き、これで終わりではなくて検討してまいりたいと思います。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

次に、4番、重本静男君。

○議員（4番 重本 静男君） そしたら、すみません、1点だけお尋ねしたいと思えます。12ページの環境衛生費についてであります。31万1,000円の負担金の増というところであります。これは本来、美方郡広域事務組合には該当するところなんですけど、火葬場に関するということで、前年度の決算に伴う火葬場の負担金減。それと、これからあれするんでしょうけど、59万3,000円の負担増ということで、その差額が上がってくるわけなんですけど、火葬炉の修繕っていうのは今年度するものか、報告できる範囲でお願いしたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 火葬炉の修繕については、一応本年度実施したいとい

うことで聞いております。煙突のところのちょっと名称が、ありました。煙突というか排煙装置のところの吸引を誘導するような装置を修繕したいということで、既に修繕等は毎年点検して行っておりますけども、この排出するための誘引排風機っていうのがあるんですけども、1号炉のところの分を緊急的に修繕をしたいということで、このたびの補正をお願いをするものでございます。

○議長（中井 勝君） 4番、重本静男君。

○議員（4番 重本 静男君） この件に関しまして、6月議会の一般質問で私が質問した件であります。当時、町長というよりは、副管理者として答弁していただきましたけど、再度確認させていただきたいと思います。今回の補正で出されてきたということで、今、課長の答弁にもありましたように、火葬炉が老朽化しているというようなことで、早く修理してほしいというようなことを申しましたところ、早速にいただいたようなところであります。そこで、取りあえずその59万3,000円の増額になるところなんですが、負担が。これは見積り等を取って実際進める段取りをしているものか、これも郡広域のことですから、言える範囲でお答えください。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 一応見積り等も取られて、一応試算をされてるということでございます。

○議長（中井 勝君） 4番、重本静男君。

○議員（4番 重本 静男君） これもちょっと聞いたところなんですけど、美方郡広域でこういった火葬炉の、というか火葬場の予算をある程度組んでおられると思うんですけど、それを超えて、今回補正出されたと思うんですけど、どういったらいいですか、火葬炉だけで施設全体というわけじゃないですね。それだけ確認させてください。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） このたびの緊急修繕は、1号炉の誘引排風機ということで聞いております。以上です。

○議員（4番 重本 静男君） 承知しました。

○議長（中井 勝君） 次の質問、お願いします。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 最初に、杜氏館の用地取得の関係なんですけども、建物についての今回の取得について、どんな形になってるのかお聞きしたいのが一つ。

それから、おんせん天国カフェの関係の中で、ワーケーションスペースの整備事業ということで550万円計上されてるわけなんですけども、この550万円でスペースをつくるということなんですけども、一般カフェの部分には、例えば家族連れとか、場合によっては、極端ではないにしても、声を上げるようなお客さんが来られないとも限らないんじゃないかなと思うんですね。そのときにワークスペースにその声もろに伝わってくるようでは、仕事の場としてどうなのかなと。だから、その辺についての整備は必要

じゃないかなと感じますので、実施に当たっても十分配慮する必要があるんじゃないかなと、特に区画するものではないという答弁があったので、その辺りについて、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、実際の運営について、天国カフェの推進協議会という形なんですけども、今答弁もあったような形の中で、規約で実際に事業を行うことについては確定されてるんですけども、いろいろと意見を今回の議会の中でも出てきてる中で、あまりにも、この天国カフェの場所、あそこの部分という形を運営するっていうことが特記され過ぎて、一般の事業者との差とか、そんないろんな意見が出たんじゃないかなと思うんですね。これがもしも湯村温泉全体の振興という形の組織であれば、地元の民間事業者についても、応援同時にできるというような形にスタンスが変わってくると思うんですね。町長が一定の方向の中でまた見直していくよっていうことは明言されたので、その辺りについては、もっと公的、要は地域全体を見据えた事業者になるとすれば、特に民間事業者も応援できる、連携もできる、そんな形になるんじゃないかなと思うので、そこらについて可能性をお聞きしたいと思います。

それと、委員会の中で、今回の場所は2階にあるということで、バリアフリーじゃないなっていう話が出て、2階にエレベーターもつけられないかなというお話があったんですけどね。前にポケットパークがあります。兵庫県でも福祉条例の関係でいくと、例えばそこまで行けない人はマイクロホンで、要はヘルプを申し出たら助けてあげるといような形のことも対応してます。例えば、これは対応できる範囲ですけども、上に上がれないけどコーヒーが飲みたいような車椅子のお客さんがおられたら、下でアピールしてポケットパークでコーヒーが飲めるような形のサービスすれば、誰にでも提供できるような事業所にもなります。

それから、1階もお店が休みになるときがあります。周りの関係で同時に休まないような工夫はされてますけども、1階が休みのとき、とっても寂しい感じがあります。その休みのときに来られた人、その辺りについても、守備範囲の中でいろんな工夫をしてもらったら、さらにこの事業所としての意義が出てくると思いますので、その辺りについての改善の可能性についてお聞きしたいと思います。

それから、道の駅の用地の関係なんですけども、答弁の中に用対連の基準に鑑定が必要だという表現されましたけども、用対連の規定の中でそれは必須にはなっていないと私は認識してますので、ある意味で公金を使うわけですから、公金を使うという根拠があって、それが高くなければ誰も納得される。そういったことを考えたときに、果たしてこれが絶対に必要かということは、担当課としても判断をされて実施すべきではないかなと考えますので、再度答弁をお願いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 杜氏館。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） まず、杜氏館の関連で建物の売買に関する内容でござ

いますが、今の取引の条件としましては、現状のままで引渡しということがございます。現状の状態、また公募で売却をするということでありまして、土地を土壌汚染であったり、アスベスト等、また経年による劣化、諸設備等の性能の低下等がありましても、それについては売主としては負担をしないという形での取引となっております。あと対象の不動産に対しては測量及び境界の明示は行わないということが、今回の取引の条件となっております。以上です。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） まず、ワーケーションの天国カフェのスペースについてでございます。議員御指摘のように、オープンなエリアでの一部のワークスペースの設定でございますので、一般の方の声がということまで全て改善できるということは難しいと考えておりますので、そういった状況ではございますけれども、そういった形の中で、できる運営を図っていきたいと思っております。協議会のほうが場所として荒湯の中心地を、ここを、どう言ったらいいんでしょう、一番中心地が寂しい状況にあるという中で話を進めておりますので、中心地の空き店舗を何とかできないか、明かりをつけられないかというのが一つの、一番の発端でありますので、こういったところから協議会の方と一緒に話し合いをしております。地元の民間業者へも、それではできないんじゃないかというお話でございますけれども、繰り返しになりますけれども、今、新温泉町の取組としましては、単純な個人経営、あるいは企業と協力隊を派遣する、派遣するというか活用するというのでは、そういった形はできないという中で、今回はあくまで協議会としてやっている組織の取組を支援するという事で考えております。

2階にあるということで、特に身障者の方等は利用ができないということはございます。議員の提案でありますポケットパークでの対応ということがもし可能であれば、それはとてもよいことだなと思っております。今回、三密対策でのベンチ等もございますので、このことがすぐできるということには答弁はできませんけれども、そういった形の運用が可能になれば、より理想的なカフェになると考えますので、検討はしたいと思っております。

1階が休みのときにも工夫をという提案でございます。一応土日を中心といたしました運営を考えておりますので、きっちりと全て一体というわけにはいかないかもしれませんが、それに近いものになると考えてるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 次に、道の駅の鑑定の件でございます。公共用地の取得に関しては、鑑定が必要ということで理解をしておりますので、今回計上させていただきました。委員会の中でも鑑定は、既に県が実施をしているということもあるということで御意見もいただきましたが、時点での修正等がございますので、町として鑑定をお願いしたいということで、今回予算をお願いしておりますのでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 杜氏館についてですけど、現状でのっていうことなんですけど、建物がどういう状況にあるかっていうのは御存じかどうか分かりませんが、隣にある、観光協会が入っている建物部分、それと杜氏館とは一体の建物になってます。少なくとも外目で見て屋根は完全に一体です。間にある柱も共通だったと私は認識しています。そういった中で、この建物登記、今公募とおっしゃったんですけど、登記されるでしょうか。その辺りについてお聞かせいただきたいなと、あと1回残ってますから、それをちょっとお聞きしたいと思いますし、次に、天国カフェの件なんですけども、先ほど私、もっと広い守備範囲の中で、天国カフェの協議会ではなくて、もっと広い団体になってっていうことをちょっとお話ししたと思うんですけども、なぜそれを言うかという、この場所っていうのは、いずれは地域であったり、事業者がやっていけるようになるぐらいの、地域振興につながるっていう必要があるんじゃないかなと思うんですね。そのことによって、ほかの空き店舗どんどん広がっていく、そこを目指さないと、これを町が直接サポートしながら運営するっていうことだけが最終目標みたいになってしまうと、収束だけになってしまいます。逆に、その場所が単独の事業者でやっていたり、地元が関わりながらやっていたり、その形はいいとしても、今の状態をまた3年後の別の隊員が入るということではなくて、発展するように持っていかなくちゃいけない。だから、あそこを天国カフェという名前をつけるのであれば、広がっていく必要があると思うんですね。そうすると、あそこを主体とした団体ではなくて、もっと守備範囲を広げて、湯村全体を見る、そういった視線の中での事業者が、団体ですよ、受皿になって湯村温泉全体を活性化して行って、それが波及して新温泉町全体を盛り上げていく、そういったスタンスで事業を進めていく必要があるんじゃないかなと思いますので、その辺りについてもう一度御答弁をいただきたいなと思います。

それから、道の駅の用地の件、修正があるというふうに言われたんですけど、修正ってというのは計算し直したらおしまいのレベルじゃないかなと私は思うんですね。その計算し直したらおしまいのレベル、それによって何百万円も、1,000万円も変わるのであれば、80万円というのは値打ちがあるんですけど、修正して30万円だったり20万円だったりの変更で80万円かけるんだとしたら、以前、建設課の5万円の用地を取得するのに30万円の鑑定料どうだっていう議論がありましたけども、それと同じことになってしまうと思うんですね。やはり、費用対効果っていうことをよく言うわけですけども、これについては、みんなが納得できれば私はいいいんじゃないかなと思いますし、ましてやこれゼロベースではなくて、考える基礎がある中で事業化をしようということですので、その辺りについて再考をお願いしたいと思いますので、それは不可能ということであれば、私がどうだということはありませんけれども、一律に当たり前として、鑑定、鑑定ということには私はないと思いますので、もう一度、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 天国カフェの運営について、もっと広い範囲でという御意見でございます。湯村温泉全体を見るという形の中で、今考えております。湯区及び湯村温泉商店街振興会、こういったところが中心となって、何回も繰り返しますけれども、まちづくりの協議会で話し合いをされた。その延長として、今の運営協議会も湯区及び湯村温泉商店街振興会、これが中心となっておりますので、考え方は湯村全体ということでございます。もちろん湯村全体一気に、このたった1店舗で展開できるとは考えておりませんが、目的は全体のためということがでございます。事業者が、今の協力隊、あるいは委託料をこういった経費で賄っているのではなくて、単独で独立してやれるようにということがでございます。もちろんそのような形になるのが理想だというふうに思っておりますし、先ほどの、別の答弁の延長になりますけれども、検討する中では、最初はそういった形ができないかというところから入っております。ただ、今現在、実際に商売をやられてる方が事実上撤退したと、閉められたという現状の中で、そういった形が取れなかったということがございます。これからこの活動を通じまして、最終的に事業者が自分の力でやれるような形に持っていけたら、それは形としては理想だと思いますし、湯村温泉、ほかのほうにでも波及して事業が展開できたらということも理想というふうに考えておりますけれども、今の時点では一つの今取り組んでることを着実にやるということを考えてやっていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 杜氏館の関係でございますが、議員がおっしゃったように、今、杜氏館と、それから湯村温泉観光協会が入っております商店案内所が、外目で見ると一つの建物のように見えておりますが、今、杜氏館の部分につきましては、今賃貸契約を結んでおります方の名義できちんと登記がされておりますので、これに基づいてしていきたいと思っております。

それから、道の駅の鑑定につきましては、公共用地の場合は基本的に鑑定をしてということで聞いておりますので、それに基づきまして、今回予算の計上をさせていただいております。費用対効果という部分もございますけれども、基本で立ち返って実施をするということをお願いをしたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 杜氏館の建物の件なんですけれども、柱が共有してるとすれば、登記法としたら区分建物以外にあり得ないんですけれども、その辺りについて、どんな形で登記されてるのか分からないんですけれども、現在の建物の登記なのか、かつての建物がそのまま登記として残ってる可能性というのものもあるんじゃないかなと思ったりするんですね。それと、境界について立ち会いされないっていうことだったんですけども、空いてる側はいいんですけれども、例えば、柱の立ってる壁の位置と実際の隣の土地との境界がどうだっということについて、全く分からないでっていうことになってくる

と、非常に問題を抱えるっていう形にもなるんで、土地を取得する、建物を取得することについては大賛成なわけですけども、問題は現時点での所有者として、その辺りについてある程度解明してたり、課題について理解した上で不動産を取得するという必要は公としては必要じゃないかなと思いますので、その辺りについて確実にまだ把握できてないような気がしますので、今後取得に当たって、その辺り準備をされて正式な取得をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

それとあわせて、私は今すぐ、天国カフェの件ですけども、今すぐ組織がどうだっていう話ではなくて、組織が、今天国カフェの推進協議会という形になってて、これでいくと、実際の湯村温泉全体をカバーするという、外目から見れば、そんな形にならないと思うんですね。それとあわせていろんな団体がある。当然いろんな団体との関係の中で、守備範囲をどうだっていうことはあるんですけども、ただ、実際のいろんな事業をしていく中で、湯村温泉全体を見る、ほかの空き店舗とか、むしろ新しく店舗を造るとか、そういったことを見据えた形での公に関わった団体という形の中で、発展的に湯村が振興されて、それが町全体に波及するということを目指していただきたいと思いますので、その辺りについて御検討を進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 杜氏館の建物につきまして、また、土地につきましては、隣地と同じ見た目になっておりますので、議員おっしゃるとおり、きちんと立会いの下、それから整理の下の中で進めていきたいと思っております。また、購入後につきましても、きちんと測量などをしながら、きちんと登記をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 組織のある方につきましては、議員御指摘のとおりだと思います。関係者と協議をしながら、検討のほうをしたいと思っております。以上でございます。

○議員（3番 河越 忠志君） 建物の答弁をいただいてないんで。

○議長（中井 勝君） 建物。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 共有物件ではないかということですけども、1棟の建物の表示という形できちんと登記がなされておりますし、これが、調製が平成14年8月7日に実施をされております。以上です。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） すみません。柱が共有かどうか、また区分建物かどうかということはちょっと確認がまだできておりませんので、すぐに確認をしたいと思えます。

○議長（中井 勝君） じゃあ、次の質問をお願いします。  
7番、太田昭宏君。

○議員（7番 太田 昭宏君） 2点お伺いします。まず1点目です。8ページの企画費の中の委託料、ここにオンラインツアー実施業務というのがありますが、この内容について教えてください。特に新しい観光スタイルということで、その部分も含めて教えてください。

それから、もう1点は、14ページです。14ページに商工振興費の中で、移住定住プロモーションっていうのがあります。あわせて、同じ14ページに観光費の中に観光プロモーション、どちらもプロモーションっていうのがあるんですが、この内容について教えてください。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 8ページの企画費委託料の中に、オンラインツアー実施業務ということで説明させていただいております。内容につきましては、若干、委員会資料の13ページ、9月7日の委員会資料でございますけれども、こちらに書かせていただいております。オンラインツアーにつきましては、その名のとおり、オンラインを利用したツアーになるわけでございますけれども、ただ単にオンラインだけではなくて、特産品、こういったものを活用したということになります。ここの中に書いてありますのは、製品の生産、そういった作られている状況をオンラインで見させていただく。あるいは、例えば海産物等、それをどのように調理していくか、こういったことを見させていただく。こういった体験型のような形の海産物、農畜産物、こういったものを取り入れたオンラインツアーでございます。一応3回を計画をさせていただいてるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） はい次、プロモーション。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） まず、13ページの商工振興費の移住定住プロモーションに関しましては、コロナ禍における移住定住の相談、またPRという部分で使用いたすためのプロモーション映像に着手をしたいというものであります。内容としましては、先輩移住者のインタビューであったり、新温泉町の生活の様子分かる映像を作成をいたしまして、ホームページであったり、移住相談会での活用をしていきたいというものでございます。それから、観光プロモーションにつきましては、今の国のGo Toトラベル事業なんかで旅行者の獲得をしていくということが目的としまして、現在持っております、町が所有しておりますプロモーションの新しいものをつくらせていただきたいと考えております。特に観光団体と連携をいたしまして、町の魅力である温泉、ま

た食、特にカニを中心に、また自然を中心に、SNSとかそういう形で使える動画、短いものをたくさんつくって情報発信をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 7番、太田昭宏君。

○議員（7番 太田 昭宏君） 特産品ということで、コロナの影響でオンラインっていうのがすごく重要になってきてるわけですが、特産品、オンラインで見るということでしたが、誰がその映像を撮ってオンラインで上げていくのか、多くの人に関われるのかどうかということ。それから、プロモーションについても、同じく映像ということが出てきましたが、この映像を誰がつくるのか、教えてください。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 委託業務ということで、こういった形のオンラインツアーをしていただく業者、旅行会社のような形になろうかと思えますけれども、に委託をいたします。その実際の映像につきましては、既存のものを使ったり、あるいは新しくし、不足してる場合はそこで追加をするという形を考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 誰がつくるのか。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） プロモーションビデオが誰がつくるかということですが、基本的には、企画そのものにつきましては、移住定住のものについては、商工観光課のほうで企画立案を行います。作成については、業者に委託をしていきたいと思っております。それから、観光プロモーションにつきましては、補助という形で新温泉町観光振興協議会のほうで企画をつくっていただきながら、映像は業者に委託という形になります。

○議長（中井 勝君） 7番、太田昭宏君。

○議員（7番 太田 昭宏君） いずれも業者が制作ということですが、もともと交付金をはじめ、様々な支援については、地域の地盤を固め、地域の活性化を高めるというような狙いもあると思います。したがって、まず、その業者がつくる段階で、町内の中にそれを作成する方がいないのか。以前にも申し上げましたが、高校生でも今すばらしい映像をつくることができます。あるいは、町内に住む若い人たちであれば、これぐらいのことはできる方もおられると思います。そういう事業に対してできるだけたくさんの方が、地域の方が関われるような取組をしていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） 取組をしていく中では、いろんな映像であったり、町のそういう媒体なんかを持っている業者が有利ということで判断をしておりますが、今、御提案をいただきましたいろんな住民の参画であったり、それから町民が持っている映像やそういったものについての活用ということについては、今後、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 議員御指摘のように、地域の方、あるいは町内の方の活動、あるいは取組が反映できる、そういった形を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 河越議員の質問の回答は出ますか。（「もう少し待ってください」と呼ぶ者あり）

河越議員、後からでもよろしいでしょうか。（「後でもいい」と呼ぶ者あり）採決後でもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、後ほどということです。

そのほか、質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

それでは、歳出は終わりましたので、次に歳入、事項別明細書3ページから7ページまでについて、質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

では、総括の質疑に入りたいと思っております。総括質疑をお願いします。

11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 質問するタイミングがありませんでしたので、総括の中で質問申し上げたいと思っております。

学校園の修繕なりというのは、教育委員会がやると、予算づけからかけて。そういう部分で、今回、一般質問の中で同僚議員が浜坂認定こども園に訪問したと。そういう中で、窓枠は開かんし、床はガムテープで補修してあるし、壁は落ちてる、そういう一般質問がありました。その質問をどういうふうに捉えられましたか。町長か教育長か、お聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 床のこととかについては、園から連絡をもらってすぐに対応してる部分もあります。捉え方ですけれども、それだけ老朽化しているということですし、危険建物ということはもう現に言われているわけですから、いろんなことを修繕をしながら、今現在、今ある園舎の中で安全にできること、修繕をしながらやっているところではあります。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 多分そうなのでしょうね。しかし、あの指摘を受けて、自分の仕事できてない、そういうふうに思いませんか。いや、ガムテープ貼って修繕、それが、業者がしたんか何か知りませんよ。こんなコロナの中で窓が開けれん、換気ができない、それがね、いや、そりゃ経年劣化してるからで済ませるものなんでしょうか。

もう一つ聞きます。さっき課長が令和3年度の予算に反映したいと。一体、令和3年度からかけて最短でいつまでかかるとお思いですか。その新しい園舎について、どう思

われますか。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） ガムテープっていうところなんですけども、板を張ってとか、工事もしてきておりますが、議員がおっしゃるように、本当にそういった状況が、改善が何も、改善といえますか、新しい園舎がもうできていけばそういうことはないわけで、子供たちが安心安全に生活ができているわけなので、そういった面では本当に進捗はしていないというところについては、非常に心苦しいといえますか、胸が痛いところがあります。令和3年度の予算に上げましても、いろんな土地の所有者とのやり取りだとか、いろんなことが今後出てくると思います。いち早い建設に向けて努力をしていかないといけないと思っておりますが、今後のやり取りといえますか、土地取得であったり、周りの理解であったり、そういったことにやはり令和3年度の予算にのせてすぐという、建設にかかれるというところにいけるのかなというところも、やはり問題点としてすぐあると思っております。

○議長（中井 勝君） 回答が返ってませんよ。よく質問を聞いてください。

ちゃんとふだんの管理ができていますかというのが1点目、補修も含めてね。2点目は、いつ頃までに建設できますかって言ったけど、一つも回答返っていませんよ。

西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 園から修繕の話があったら、こちらも見に行って、すぐ対応するように現在でも取り組んでいるところではあります。

そして、それから何年ぐらいにできるかということにつきまして、先ほども申し上げたんですけれども、すぐ、令和3年度の予算が下りたとしてもすぐに建設にかかれるかといったら、設計業務があったりとかいうことがあるので、今ここで何年にはということがちょっと申し上げられないんですけれども、そのように御理解いただけたらと思います。

○議長（中井 勝君） 課長、代わって答弁できる。

松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） 今、教育長が申しあげましたとおり、条件によっていろいろ異なるのかなという思いはあります。そういった中で、最終的な候補地がどこになるのか、ここにどれぐらいの時間がかかるのか、まずそこが1点あります。そういった中で、地元との調整であるとか、当然、用地の取得であるとか、時には物件補償が関わったり、それから設計業務、それから農地であれば農地転用、農振の除外、いろんな法的な手続に係る期間が当然必要になりますし、工事についても設計が同年度の完了は困難だと考えていますから、最低、工事についても1年は必要だなということを考える中で、令和3年度の当初予算にどんな予算が計上できるのか、その段階である程度計上できるのであれば説明はできるのかなと考えておるところであります。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 今までの情報からすれば、最短でも2年はかかる。だから、2年かかって、3年目の春にできれば最高という気がします。そういうことが見える中で、改築するんだから辛抱してえやてなことももしかあるかも分かん。でも、これから3年近く今の状態で辛抱せんなんわけですよ。要は、それに伴って、その弊害を受ける今の子供たち、それがちょっと、何ていうんだろう、浮いてないのかな、現実的に。早期に改築する、しかし今の子たちも大事だし、けがしたら困るし、いい環境で、少なくとも今できる最低限のことはしてあげんとあかん。それが、同僚議員の一般質問ではね、行ってみたらこうだった、ああだった、こりゃ悪いけど、仕事できてない。思いはあってもできてない。反省してほしいし、教育長来て約1年半になるんかな。今回、再任という形で任期になる。仕事してもらわんと、次に影響する可能性だってある。そういう分では一刻も早く認定こども園、建て替えせんとあかんのやけど、今いる子供たちも大事にして、両方できちっとした教育環境を維持してほしいということを結論的には申し上げたいものであります。以上。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 今、議員がおっしゃったように、今現在の子供たちが、園に私も行くたびに、ここがドアが開かないんです、窓が開かないんですというようなことも、こども園の先生から聞いています。目の前にいる子供たちのことは本当にいつも心苦しく思っています。一刻も早く建てたいです。建てる方向に持っていきたい、そんな思いは持っています。しっかりとリーダーシップが取れていない、そういったところも振り返り、前に進んでいけるように、今いる子供たち、目の前にいる子供たち、それから、これから生まれてくる子供たち、入園する子供たちに最大限のやっぱり安心安全な教育環境が提供できるように、そこで教育、保育ができるように、保護者の方にも安心して預けていただけるように全力で取り組んでいきたいと思っています。申し訳ないです。

○議長（中井 勝君） そのほか、質疑。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 先ほどの質疑でもお尋ねしたんですが、秋に向けてのコロナ対策について、やはりその鍵はPCR検査をどこまで広げるかと。GoToでお客さんが都市部からたくさん来ていただきたいという対策をこの補正予算でも多く取るという中で、本当に検査機能を拡充しなければ、住民の安全を確保することができないと。これは我が町だけではなくて、但馬全域相互に影響する問題だと。だからこそ兵庫県が但馬にもPCRセンターを設ける。それから、かかりつけ医でも検査が受けられるようにするという大きな方針転換をされているわけで、担当課はその情報さえもまだ把握していないという段階です。もう目前に迫っているわけですね、インフルエンザの流行期と、この第二派だと兵庫県では見ているというコロナと。だから、本当に真剣にこれ対策を取り組んでもらいたい。一般質問でも浜坂保健センターで検査が受けられるような

相談をしていくんだってということも、具体的に日程を詰めて要請をして、県民局にも要請をして、豊岡健康福祉事務所とも交渉するということも含めて、具体的に進めてもらいたいと思うんです、どうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） PCR検査については、県の保健所の指示の下で行われる行政検査ということになっております。町がどうこうということではできないわけなんですけども、県のほうにも要請するなり、但馬の検査センターの設置という話もありますので、県とも詰めながら対応していきたいと考えます。以上です。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 課長はそういうふうにお答えいただいているんですけどね、例えば、私手元に持っている資料では、富士宮市では無症状者も含めて、市としてPCR検査をやるという姿勢を示して推進をされているというようなこともあるわけです。だから、県知事が動かなければ何もできないというわけではないんですね。やっぱりどの程度、どこまで本気でやろうとしているのかというその姿勢が問われているんじゃないかと思いますけれども、町長、副町長、どうお考えですか。担当課だけに任せていくことは、ちょっとこの問題は酷だと思うんですよ。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 富士宮市が保健所機能を持っているかどうかちょっと分からないんですけど、町のそれぞれの機能というものがあると思います。我が町では保健所機能を持った機関はないという、そういう大前提があります。そういった中、県民局長、それから健康福祉事務所などと相談する中、極力地元でPCR検査ができないか、そういうことで新温泉健康福祉事務所に出張して唾液なりの採取をしていただく、こういうことも進んでおりますし、また、鳥取市においても、鳥取市の健康福祉の担当、それから知事部局とも、市長部局とも連絡を取る中で、鳥取で必要と診療された方については、鳥取でPCR検査させていただくと、そういう御返事もいただいております。そういうことで、極力PCR検査を安心して受けれる体制を求めていくよう努力してまいります。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで質疑は終結をします。（「議長」と呼ぶ者あり）

阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 本案に対する修正動議を提出いたします。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後3時22分休憩

午後 3 時 2 4 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

本案に対し、阪本晴良君外 2 名からお手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

9 番、阪本晴良君。

○議員（9 番 阪本 晴良君） それでは、失礼をいたします。議案第 9 6 号、令和 2 年度新温泉町一般会計補正予算（第 7 号）に対する修正動議について提案説明をさせていただきます。

議案第 6 9 号、令和 2 年度新温泉町一般会計補正予算……。

○議長（中井 勝君） 阪本議員、6 9 号って言いました。

○議員（9 番 阪本 晴良君） すみません、失礼しました。議案第 9 6 号、令和 2 年度新温泉町一般会計補正予算（第 7 号）に対する修正動議。上記の動議を地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び新温泉町議会会議規則第 1 7 条第 2 項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。令和 2 年 9 月 1 4 日提出。新温泉町議会議長。発議者、新温泉町議会議員、阪本晴良、発議者、新温泉町議会議員、谷口功氏、発議者、新温泉町議会議員、竹内敬一郎氏。

内容ですけれども、議案第 9 6 号、令和 2 年度新温泉町一般会計補正予算（第 7 号）に対する修正案。議案第 9 6 号、令和 2 年度新温泉町一般会計補正予算（第 7 号）の一部を次のように修正する。

第 1 条中、7 億 6, 4 6 9 万 7, 0 0 0 円を 7 億 5, 9 1 9 万 7, 0 0 0 円に、1 3 3 億 2, 8 5 7 万 8, 0 0 0 円を 1 3 3 億 2, 3 0 7 万 8, 0 0 0 円に改める。この内容でございますけれども、一番最後の事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳入ですけれども、一番最後のページをお願いいたします。2 0 款 2 項 1 目の財政調整基金繰入金、この 1 節の財政調整基金繰入金をマイナスの 9, 0 7 2 万 4, 0 0 0 円を、マイナス 5 5 0 万円を加えマイナスの 9, 6 2 3 万 4, 0 0 0 円とさせていただきます。

歳出では、2 款 1 項 5 目の企画費であります、1 8 節の負担金補助及び交付金を、4 8 9 万 2, 0 0 0 円を、同じく 5 5 0 万円を減額して 1, 9 3 9 万 2, 0 0 0 円とし、説明欄のワークスペース整備事業 5 5 0 万円を減額して、補助金のトータルを 1, 7 6 4 万 2, 0 0 0 円とする内容であります。

修正案の議案に戻っていただきまして、第 1 表、歳入歳出補正予算の一部を次のように改めるということで、歳入を 2 0 款繰入金、2 項基金繰入金ということで、補正額をマイナスの 9, 0 7 3 万 4, 0 0 0 円をマイナスの 9, 6 2 3 万 4, 0 0 0 円とし、合計の、計の欄を 4 億 8, 9 3 2 万 2, 0 0 0 円を 4 億 8, 3 8 2 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

歳出のほうでありますけれども、2 款の総務費、1 項総務管理費の補正額を 3 億 8, 2 7 4 万 1, 0 0 0 円を 3 億 7, 7 2 4 万 1, 0 0 0 円とし、その合計欄、計の欄を 3 0 億 6, 1

67万9,000円を30億5,617万9,000円とするものであります。おのおの550万円を引くものであります。以上、説明とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 阪本議員、理由は。

○議員（9番 阪本 晴良君） 失礼しました。今のは内容であります。

修正案の提案理由であります。この補助金につきましては、おんせん天国カフェ運営協議会に交付するということではありますが、収入のほとんどが町の補助金や委託料で行われていること、さらに従業員も地域おこし協力隊、会計年度任用職員ということでもありますけれども、町の職員を充てているにもかかわらず、利益は同協議会の収入になるところ。このことは住民目線から見ると、税金の使い方として適当でないと感じるからであります。ただ、この空き家店舗対策そのものに異を唱えるものではありません。十分検討されて、今日の議論でもありましたように、再度内容を十分吟味されて再提出されればと考えております。以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。

提出者に対する質疑がありましたらお願いいたします。質疑はありませんか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねいたします。確かに協議会そのものについては、カフェの運営協議会そのものについては問題があると私も考えるところでありますが、そのようなきちとした指摘をして、それを担当課なりが直せば、それでいいのではないかと思うんですけども、予算そのものを削除に至ったのはどういう考え方に基づいてございましょうか。

○議長（中井 勝君） 阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 今回は、補助金としてその元の荒湯センターの2階の工事費を550万円見ておりますし、もう一つはおんせん天国カフェ運営協議会の予算で、もう既に歳入歳出ということで、総務産建委員会の中で資料が示されましたけども、その中でも400万円の委託料であったりということは既に収支計算ができておりました。その中で、町から改善費が全部支出され、それから運営も町の会計年度任用職員で行うということで、その分をじゃあどうするかということについて、私では理解できませんでしたので、やはりその部分でもう少し議論が必要っていいですか、事業内容に検討が必要だというふうに感じております。だから、その運営協議会のそのものがもう少しオープンで、どうするか、こうするかということが示されればいいんですけど、まだその部分は今後検討というふうな当局のお話でありました。町長も、先ほど誰か議員が言われましたけども、このような予算だったら一遍見直してはという意味の答弁もありました。ですので、やっぱり誰もがその部分でちょっとというふうに感じておると思います。ですから、ここは一旦踏みとどまってもう一遍内容を検討されて提出されたらと考えます。

先ほど言いましたけども、空き家対策そのものが駄目だとは思ってはおりませんけれども、その事業の実施内容についてもう少し検討が必要ではないかと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

1 番、池田宜広君。

○議員（1 番 池田 宜広君） 確認をしたいです。この事業全体等に対してバツだという意味ではないという理解でいいですね。それで、資金等々再度検討して改善策を出してくるということで実行すればよいという理解でよろしいですね。

○議長（中井 勝君） 阪本議員。

○議員（9 番 阪本 晴良君） そのとおりであります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

1 1 番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 私は所管の委員長でありますので、今回提出された方は、委員会の中の最終採決で反対された方です。その際に、今日申しましたように意見の留保、住民目線で理解が得られない、それから運営なりに疑問点があると、理解できない。ですから、そういう部分からいえば、今回の修正案というのは、流れとしては正解だという気がします。がしかし、これは実質事業をストップせ、既に12月1日でしたか、もう開業が決まっている、そういう中で施設改修を10月からかかりたい、空き店舗対策を否定するものじゃないって発言がありましたが、ある部分ではストップですからね。ですから、要は、それができんと空き店舗の改造ができんわけですよ。ということは、要は12月1日にはできない。そもそもこの事業の経過というのは、湯村温泉のまちづくり、景観形成というベースから始まって、住民のワーキング的な活動の中で、湯村の中の明かりなり、そういう必要性、町が寂しい、飯食うところもない、そういう問題点の中から生まれた事業、発展して協議会ができた、そういう経過を踏まえたときに、住民の皆さんの思い、そういう部分に、要は行政として応えんなん部分がある。確かに手続なり怠った部分はたくさんある。それは2日目の……。

○議長（中井 勝君） 中村議員、質疑をお願いします。討論ではありません。

○議員（11番 中村 茂君） その中で、このバックには目に見えた人がおるという部分があります。その部分の影響に対して、どのように修正提案者はお思いでしょうか。

○議長（中井 勝君） 阪本議員。

○議員（9 番 阪本 晴良君） この喫茶店っていいですか、が閉店されたのは、去年の3月いっぱいまで閉店されたと思っております。今、それから1年と半年ですかね、経過をしております。確かにおっしゃられるとおり、ストップさせて火が消えたということについて、早くしたいという思いがあるというのは、それはそう思います、私もそう思います。やっぱり早いことしてほしいという思いもあります。しかし、だからといってこのようなお金の流れ、使い方というのはちょっと違うと思います。これから12月と

いうところでありまして、12月の議会に提案されるということであれば、途中で議論ができて、臨時会でも開いてということであればですけど、まあまあ今回の議決にはならなかったら、1か月なり2か月、3か月遅れるということにはなると思います。それは議論のというか、その計画の作成がどういうふうになるか分かりませんが、そういうことだと思います。確かに3か月遅れますけれども、最悪の場合、まあまあそういうことだと思います。3か月でまちづくりが頓挫するということはないと思いますし、十分議論されてすばらしい提案をされたら、やっぱり確かに村の人はそうなんですけれども、協議した人はそうなんですけれども、協議に入っていない方から見たら、こういう金の、税金の使い方っていうのはやっぱりちょっと違うのかなと思いますので、その部分で修正案を出させていただいたという意味であります。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 住民の皆さんの思いに対してはどのような見解を、2か月、3か月遅れてもという、今、弁があったんですけど、それで住民の方は納得されるのでしょうか。

それと、今回の処理に違法性があるかどうか、どのような認識ですか。

○議長（中井 勝君） 阪本議員。

○議員（9番 阪本 晴良君） 確かにここに関わっておられる方々については、こういうお話は横やりだと感じるというふうには思いますけれども、町民全体からすると、私はこういうお金の流れ、税金の使い方というのはやっぱりちょっと違うかなと感じております。

もう一つは……。

○議長（中井 勝君） 違法性って言って、違法性。

○議員（9番 阪本 晴良君） 違法性ですか。特に、違法性という部分ではないと思います。この事業、例えば全部全て町営で、町営で、全部町がお金をかけて、中も全部改築し、委託料も払い、役場の今のこの方々を全部使ってやるというやり方が、今の牧場公園で行う地域おこし協力隊の、あの牛を飼っている方々は多分そういうやり方じゃないかなと思います。お金の流れもきちっと流れてますし、別にあれに、あの方々も牛の技術を会得して、次は自分でどっかやろうということ頑張っておられます。だから、今回ののはどうもやっぱりそういう部分とちょっと違うというふうに感じとるわけです。ですので、やり方さえ、というか、考え方さえきちっと整理できれば、別にやり方はいろんなやり方があるんじゃないかなと感じます。

○議長（中井 勝君） 11番、中村茂君。

○議員（11番 中村 茂君） 経過の中で、委員会審議に対して町長が、今回の事業は地域の明かりをとすもの、目的が達成では乱暴なやり方だと、完全に委託して行ったほうが理解しやすい、まさしくこうだと思います。それに対して、方法を再検討すべきということで、町長は中身を再度見直したいと表明しております。

そういう中で、賛成多数になった部分もあります。本当に3か月延ばすということは、この大きな、僕は3か月という気がします。そういう部分では、あっ、これ違うな、質問じゃないか、町長のこの発言に対しての信用がならんという意味でしょうか。

○議長（中井 勝君） 阪本議員。

○議員（9番 阪本 晴良君） それは町長の御意見ですので、僕がそのことに対して、皆さんがどう感じられたかということはそれぞれが感じていただければいいと思いますけども、私のほうからそのことの見解はちょっと避けさせていただきます。

○議長（中井 勝君） はい、そのとおりです。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。それでは、質疑を打ち切ります。

阪本議員、御苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後3時45分休憩

午後3時46分再開

○議長（中井 勝君） それでは、再開いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 原案に賛成の意見を述べさせていただきます。特に、修正案が出されましたので、修正案の部分についての原案に賛成する意見を述べさせていただきます。

おんせん天国室の事業の一つとして、昨年度、地域力創造アドバイザー事業ということで、そのアドバイザーの方の助言の下、湯区、細田区の有志で湯村の町並みを検討する会が発足され、何度もの会議やワークショップの中で、今後重点的に進めていくべき事業がまとまりました。その1つが空き店舗を利用した地域住民の交流ができるカフェであります。そして、このカフェの運営に地域おこし協力隊の方を呼び込み、将来への移住や起業への研修の場の提供にもなります。そういった中で、今年、新型コロナウイルス感染症、その影響によって人の移動が自粛され、観光業を中心とする関連産業が大きな打撃を被りました。コロナの完全な終息は非常に難しい、そういった中で、観光地の生き残り戦略として、ワーケーション事業の推進が喫緊の課題となってきました。ワーケーション推進事業は、サテライトオフィスの誘致、企業の誘致、都市部からの若い人の移住へとつながっていきます。地域の交流拠点としてのカフェ、将来の移住定住、起業の研修の場としてのカフェ、そして都市部の企業との交流、ワーケーションの場としてのワークスペースのあるカフェ、これらの目的の達成におんせん天国カフェは必要であり、現に今、お二人の地域おこし協力隊の方が一生懸命カフェ開店のためのメニュー

一の研究等をされております。お二人ともこのカフェの運営を通じて、将来、この新温泉町内での飲食店の起業を目指しておられます。独立して料理屋さんを開きたいです、但馬のお酒を楽しめる居酒屋とかをやってみたいですね、カフェに限らず自分のお店が持てたらいいなと思っております。このように、協力隊の方はホームページで将来の夢を語っておられます。どうか、この2人の夢を応援し、地域の方の願いを聞き届け、さらにはワーケーション推進による町外企業との交流も推進し、いろいろ委員会では問題点の御指摘がありました。それを今後改善していくと、当局も言っております。どうか、この夢のあるまちづくりに皆さん御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、原案に対する反対者の発言を許可します。ありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（中井 勝君） では次に、修正案に対する賛成者の発言を許可します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 先ほど阪本議員から提案がございました令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）に対する修正案に対する賛成討論をいたします。

私も、提案者からありましたように、空き店舗の解消事業そのものに反対するものではありませんし、むしろそれは推進すべきものだと考えています。例えば、空き店舗というのは、湯村にもたくさんあるということが議論になっております。そして、湯村だけではなくて浜坂地域にもあります。それを行政がどこまで何年かけてやるのか、そして、その費用はこのたびのように全て100%公費で賄うのか、全体のありよう計画が全く示されておられません。ですから止めようとは思いませんが、もう少ししっかり議論を詰めて、具体的な提案をしてもらいたいと思います。ここで止めることが先ほどの原案賛成討論の中にあつた協力隊員の夢を止めてしまうかといえ、むしろより具体的な提案をされることによって、協力隊員の夢を加速させることになると思います。

もう一つの問題は、先ほども議論が少しあつたんですが、その会計年度任用職員という公務員がこのカフェを実質的に運営するという在り方、そして、そこでの利益が上がった場合に、その利益はこの協議会へ入れるという、このお金の流れというのは、本当にこれでいいのかと。先ほど提案者が説明をしましたが、牧場公園が主体になってやっている、但馬牛の後継者を育成していくというものとは全く違うわけであり、本当にこういう在り方で進めて、協力隊員の方が3年たって本当に独り立ちできるかと、むしろその独り立ちを助けるものになるのかということをしかり、もう少し制度として整える必要があるのではないかと考えます。

以上、2点で、現状提案されている内容については、もう少し詰めていただいたほうが協力隊員のためにもなるし、町全体の事業を推進することになるのではないかと。以上、賛成討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、修正案に対する反対者の発言を許可します。

3番、河越忠志君。（「修正案の反対はないです」と呼ぶ者あり）もとい、ごめんな

さい。暫時休憩します。

午後 3 時 5 4 分休憩

---

午後 3 時 5 5 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

修正案に対する賛成者の発言があれば許可しますが。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午後 3 時 5 6 分休憩

---

午後 3 時 5 7 分再開

○議長（中井 勝君） では、再開いたします。

これから採決に入ります。

まず、本案に対する阪本晴良君外 2 名から提出された修正案について採決をいたします。

この採決は起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、8 名であります。よって、修正案は可決されました。

暫時休憩します。

午後 3 時 5 8 分休憩

---

午後 3 時 5 8 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案についてを採決を行います。

この採決は起立により行います。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 全員ですね。起立全員であります、多数。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。4 時 1 0 分まで。

午後 3 時 5 9 分休憩

---

午後 4 時 1 0 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第 8 8 号から議案第 9 5 号までの令和 2 年度特別会計及び公営企業会計 8 会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

---

日程第 6 議案第 8 8 号 から 日程第 1 3 議案第 9 5 号

○議長（中井 勝君） 日程第 6、議案第 8 8 号、令和 2 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程第 7、議案第 8 9 号、令和 2 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 8、議案第 9 0 号、令和 2 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 9、議案第 9 1 号、令和 2 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 0、議案第 9 2 号、令和 2 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 1、議案第 9 3 号、令和 2 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 1 2、議案第 9 4 号、令和 2 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、日程第 1 3、議案第 9 5 号、令和 2 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを一括議題といたします。

上程議題に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 8 8 号、令和 2 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてから議案第 9 5 号、令和 2 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）についてまでにつきましては、それぞれの予算に補正の必要が生じたので御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第 8 8 号、令和 2 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。

質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 89 号、令和 2 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。

質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 90 号、令和 2 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。

質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 91 号、令和 2 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。

質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第92号、令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。

質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第93号、令和2年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。

質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第94号、令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 13ページの工事請負費1,200万円ですが、これ県道

拡幅工事に伴う水道管の移設ということなのですが、そうすると、財源が企業債ということですけど、これには交付税措置等はつかないのでしょうか。まず、それをお聞きします。

○議長（中井 勝君） 奥澤上下水道課長。

○上下水道課長（奥澤 浩君） 企業会計での事業ということもありますので、交付税措置は特にございません。財源はあくまで企業債を財源としての執行ということになります。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 県道の拡幅のための工事ということなので、そうすると県からの補助金とかそういったものはもらえないのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 奥澤上下水道課長。

○上下水道課長（奥澤 浩君） 今回は、県から対象外ということでお聞きをしております。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 同じく、総係費です。この間、職員の処分があって、給与、その他減額修正するわけですが、減額補正をするわけですが、その委員会資料を見ても、所管課としてこの事件をどのように受け止めていたのか、今後、こういう事件が起こらないようにどうするのかというようなものが全くないので、どうなのかなと、なぜなのかなと思うんですが。

○議長（中井 勝君） 奥澤上下水道課長。

○上下水道課長（奥澤 浩君） 今回の事件の処分につきましては、懲罰委員会での決定内容を町長に進言をする中で決定をした中身でありますので、担当課としましては、それを真摯に受けて、今回、減額の補正予算ということにさせていただいております。以上です。

○議長（中井 勝君） 対応について聞かれていますけど。はい、どうぞ続けて。

○上下水道課長（奥澤 浩君） 今回の事件を受けての対応につきましては、町としまして検討委員会等を開催する中で、そういった事件に対する対応ということは町全体でやっていかなければなりませんし、担当課としましては、そうした事件を受けて、綱紀粛正をするようにということで、会議につきましては周知をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第95号、令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。

質疑をお願いします。

9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 予算の概要書のほうの15ページのところに、発熱患者の隔離用陰圧ブースというふうにあって、その下の老人介護保健施設のほうも陰圧ブースということなんですけど、コロナの患者に使うものなののでしょうか、それともほかの病気に使うもの。コロナの患者っていうのはやっぱりこういう浜坂病院とか、ささゆりの施設にも必要なものなのか、コロナに対して必要なものなのか、ちょっとその辺のところお尋ねいたします。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 今回予定しておるのは、コロナ患者ではなしに、そういう症状を疑う患者、それを一時的に隔離して、念のためというような措置をするために購入するものであります。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） どこに使うかというような今説明あったんですが、そもそもどういうものなのかという説明いただきたいと思うんですね、陰圧ブースについて。

それから、今回の補正予算に上がっているわけではないんですが、委員会資料に、いわゆる事業中だということで、施設の中央監視設備追加工事というふうに委員会資料にあるんですが、これは、許されるなら説明いただきたいなと思います。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） まず、陰圧のブースですけれども、きちっと感染源を隔離するという意味で、ベッドをビニールシートの決められたものできちっと覆ってしまうと、換気機能もついていると、基本的には拡散しないと、そういうような施設であります。

それから、もう一つの分ですが、追加工事の分ですが、これについては、昨年度、M I M A S S Eという事業の中で、それぞれ電気、動力、そういったものの危機管理、一

点で集中して管理をするということで整備をさせていただきました。昨年の整備の結果、そういった電気、水関係の動力関係を一元管理して、何かあればそのまま事務所の中のパソコン、あるいはメールで職員に通知が来るような体制までできております。

このたび追加工事ということで予算計上させていただきましたのは、さらにもう一步、夜間、病院関係は24時間対応しないといけません、メールなんかは職員には私のところでも来るんですけども、一番肝腎な、特に夜間なんです、宿直、当直室、そちらについてはなかなか把握できない状況にあったという課題がありました。このたび万全を期すという意味で、そういった何かあったときの信号を当直室のほうまで持ってきて、そこでパトライトなりで確認をして、すぐ状況把握できる、そういったような体制強化のための追加工事であります。以上です。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） この追加工事、必要だからされるということだと思うんですけどね、結局、事務室なり当直室なり、あるいは担当者に、何か異常がありましたという信号が発せられたと、しかし、それを修繕するのは事業者、いわゆるそれぞれの業者であったりということになると思うんですね。お金をかける割にあんまり効果がないということにならないだろうか。むしろやっぱり現業の技術職を養成して、しっかり点検整備をしていただくというようなことのほうがよほど、そんなに大きな病院じゃないわけですから、そのほうがよほどきめ細かな管理もできるのではないかなと。どうしても職員で手に負えないものというものを外部発注するという方向のほうがいいのではないかなと思うんですが、どうお考えですか。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 基本的には人的対応充実のほうが、間違った対応がない、完全な対応ができるとは感じております。そういった意味では、現在の機械についても正規職員の配置ということで改善を図っていただきました。このたび病院のほうで、とにかく24時間患者さんもおられますので、空白、悪い状況がすぐ分かって、すぐ対応できるようにということを一番の目的にさせていただいてるわけですけども、とにかく職員に通知があった段階で、今までは職員が現場に到着をして、それから不具合を確認して、そこから委託している業者であったりとか修繕できる業者に連絡をさせていただいたんですけども、今現在のシステムでいけば、例えば電気のどこどこが調子が悪いかというようなことがすぐ分かるわけですから、その時点で現場に行くまでに関係する業者に、そこからすぐ連絡できたりとか、そういった意味で、一刻も早く対応できるというような施設であります。議員御指摘のとおり、人的体制の中できちっと確保、体制確保するのが一番でありますけれども、そういったことを目指しながら、今のところ、取りあえず機械、制御できる分については、そちらのほうで対応しているという状況であります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

[質疑なし]

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 認定第1号

○議長（中井 勝君） 日程第14、認定第1号、令和元年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について御提案を申し上げるものであります。御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。令和元年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、議長を除く15名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、議長を除く15名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後4時29分休憩

午後4時30分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選となっております。休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長、池田宜広君、副委員長、岩本修作君が選任されました。

決算特別委員会は、会期中に御審議を賜りますようお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 4 時 3 1 分休憩

午後 4 時 3 2 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、認定第 2 号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定から認定第 1 1 号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定までの 1 0 議案について、一括上程を行います。

日程第 1 5 認定第 2 号 から 日程第 2 4 認定第 1 1 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 5 号、認定第 2 号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 6、認定第 3 号、令和元年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 7、認定第 4 号、令和元年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 8、認定第 5 号、令和元年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 9、認定第 6 号、令和元年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 2 0、認定第 7 号、令和元年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 2 1、認定第 8 号、令和元年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第 2 2、認定第 9 号、令和元年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第 2 3、認定第 1 0 号、令和元年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第 2 4、認定第 1 1 号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 認定第 2 号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第 1 1 号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでにつきましては、各会計の決算の認定について御提案を申し上げるものです。御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第 2 号、令和元年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第 1 1 号、令和元年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についての 1 0 議案は、決算特別委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、認定第 2 号から認定第 1 1 号までの 1 0 議案は、決算特別委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 4 時 3 5 分休憩

午後 4 時 3 6 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ここで、監査委員から決算審査報告を受けたいと思います。

川崎代表監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（川崎 雅洋君） それでは初めに、令和元年度一般会計、特別会計決算審査について報告いたします。

令和元年度一般会計及び特別会計 6 会計の決算審査を 7 月 2 2 日から 8 月 6 日まで、実質 7 日間で行いました。審査に当たりましては、小林監査委員と、事前に提出がありました各会計の歳入歳出決算書事項別明細書等について、監査計画に基づき実施いたしました。

また、令和元年度に実施いたしました例月出納検査の結果も参考にしながら、担当課長、担当係長の出席を求め、質疑を行う中、関係諸帳簿及び証拠書類等と突合、照合を行いました。

職員の執務体制につきましては、出勤簿、出張命令書、復命書等と関係帳簿を突合し、照合を行いました。

審査の結果につきましては、一般会計及び特別会計 6 事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書は、法令に基づいて調製されておりました。計数につきましても、関係帳簿及び証拠書類などと照合した結果、誤りもなく記載されていたことを確認いたしました。また、基金の運用状況及び公有財産調書についても、非違がなかったことを報告しておきます。

決算の概要と審査意見書について申し上げます。25 ページからになります。

令和元年度一般会計及び特別会計の決算額は、歳入総額 1 5 7 億 8, 2 4 9 万 9, 0 0 0 円、歳出総額では 1 5 5 億 3 8 万 7, 0 0 0 円となり、単純ではありますが、前年度と比較しますと、歳入で 1 3 億 7, 5 9 5 万 8, 0 0 0 円、歳出では 1 6 億 5, 8 5 1 万円と増加しています。

財政指数におきましては、財政力指数は 0. 2 5 0 と前年度から 0. 0 0 4 ポイント低下しておりますし、経常収支比率におきましては 8 5. 6 % となり、前年度から比較しますと 0. 3 ポイント低下しています。また、実質公債費比率は 1 0. 6 % となり、昨年から 0. 4 ポイント悪化しています。

町税収入では、前年度と比較しますと 2, 5 7 0 万 3, 0 0 0 円減少しています。税別に見ますと、軽自動車税だけが 1 5 5 万 9, 0 0 0 円増加していますが、町民税、固定資産税、入湯税はそれぞれ前年度対比 2. 7 %、1. 4 %、5 % の減少となっています。

財政状況は、前年までは徐々に改善していましたが、新残土処分場整備事業などの大規模事業実施や北但ごみ処理施設整備事業の元金償還などにより悪化に転じています。

人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地方交付税や町税の増加が見込めない中で、扶助費などの社会保障費や老朽化する公共施設の維持管理の増大が見込まれるとともに、今後、計画されている大規模事業や起債償還の開始などにより、財政負担が増大することが予測されるため、今後も財政運用を注意深く見守っていく必要があります。引き続いて計画性のある行財政運営を行うとともに、公会計制度などを活用し、資産、債務を適切に管理した健全な財政運営に当たっていただきたい。

このような決算状況を基に、次の7項目について述べさせていただきます。

まず、自主財源の確保と債権管理であります。財源確保は町の施策を推進する上で大変重要であります。特に、一般財源の中でも町税収入は町の歳入の根源をなす重要な収入であります。この町税の収入未済額は1億1,453万円となり、前年に比べますと391万3,000円増加しています。国保・後期高齢・介護保険、3特別会計の保険税・料の収入未済額は1億625万3,000円となり、前年度に比べ、逆に770万円減少しています。徴収率は、保険税が低下しているものの、保険料では微増となっています。

これら町税、保険税、保険料のほか、ケーブルテレビ使用料、学校給食実費徴収金などの未収金対策は、自主財源の確保と町民負担の公平を期する上で極めて重要で喫緊の課題であります。滞納債権の発生防止や、債権に対する督促、回収、不納欠損処理については、従来から決算審査、定期監査において重ねて指摘しているところであります。滞納管理システムの活用はもとより、徴収担当職員が習得した徴収に関する知識、技術を継承し、他課の職員へ拡大することはもちろん、町全体で徴収事務を一元化するなど、実効性のある具体的な対策を行っていただくことを望みます。不納欠損処分に当たっては、関係法令などに基づいて、公平かつ公正な事務処理を厳正にしていきたい。

次に、入札、契約事務の適正な執行であります。契約事務の執行に当たっては、職員個々による法令及び条例等の理解、遵守はもとより、町、全庁的な内部統制及び課内における確認行為を徹底する必要があります。特に、競争原理の働かない1社との随意契約による事務執行が少なからず見受けられますので、財務規則を厳格に適用するとともに、随意契約ガイドラインのさらなる徹底を図ることに努めていただきたい。また、主要契約について、財務規則では契約締結直後の契約変更の可否について一定の割合及び金額の限度が定められてはいません。工事等の実施状況により、やむなく設計変更をする場合があることは理解できますが、当初設計の精度という観点からすれば、安易に契約変更を行うことのないよう留意していただきたい。契約事務を適切に実施し、公平性や透明性を確保するため、契約変更のガイドライン等の策定について検討もしていただきたい。

入札において、情報の漏えい事件が発生いたしました。誠に残念なことであります。この件は、この後の水道事業の意見書にも記載して、重複しますが、あえて本意見書にも述べさせていただきます。この事件は、住民の町政に対する信用、信頼を著しく失墜

させました。この事件は、担当所管課にとどまらず、町行政全体の問題であります。原因究明と再発防止策を講じるため、この不祥事の発生の原因となる組織的な問題や原因究明を行い、不正が発生しない入札制度の導入、職員倫理と資質の向上のために研修の徹底に全力で取り組んでいただきたい。

次に、時間外勤務の管理についてであります。全庁的に恒常的な時間外勤務が散見されます。恒常的な長時間勤務は、職員の健康維持のためのみならず、ワーク・ライフ・バランスに与える影響は大きいものと考えます。所属長が業務量の把握を行い、課内の協力体制を整えるなど、職員及び業務の適正な管理に努めるとともに、職員定数及び職員配置の適正化、組織運営の効率化などにより、時間外勤務の縮減に努めていただきたい。

次に、職員の人材育成であります。人材育成の方策、推進、職員研修の基本方針を定め、外部機関による専門研修など、研修制度は一定整備されてると評価いたします。近年、若手職員が増加傾向にあり、コンプライアンス教育や行政事務の知識、技術の継承の重要度が増してきています。日常業務における職場内研修の積み重ねが必要不可欠であり、職場全体での緊張感ある指導を継続し、引き続き職員のレベルアップに努めていただきたい。また、縦割り、特に課内の担当意識を払拭し、職員全体での業務を遂行する意識の醸成、体制整備に努めていただきたい。さらに、住民から信頼される職員、役場であり続けるため、法令遵守の意識の徹底及び不正行為の再発防止のため研修を継続して行っていただきたい。

次に、公有財産の適正管理であります。平成29年度に策定した公共施設等総合管理計画においては、施設管理者による点検、診断等を行い、その結果や対策履歴等の蓄積、データベース化を進めることとされています。しかしながら、公共施設及び車両等の公有財産について、その管理台帳が未整備のもの、整備されていても履歴等の更新がなされていないものが多く存在していました。利用者に対するサービス向上、安全確保や長寿命化の観点からも各財産について台帳を整備し、点検、診断等の結果や修繕等対策履歴の記録をデータベース化することで公有財産の適正管理を行っていただきたい。特に行政財産については、町長、教育長、企業管理者による管理権限を明確にしていきたい。また、行政処分である使用許可に当たっては、当該行政財産の用途または目的を妨げることがないように十分検討の上、行っていただきたい。

次に、事業効果、成果の検証であります。第2次総合計画及び地方創生総合戦略に基づき、各所管課が計画的に事業を執行し、実施後の事業評価に当たっては必要性、有効性、達成度、効率性等の指標チェックを行い、次年度の方向性が示されています。決算審査に当たっては、審査の手続において示した5項目の視点で行いました。事業実施については、合規性及び正確性は当然であり、経済性、効率性、有効性のバランスが重要であります。しかしながら、事業実施自体が目的となって事業効果が明確でないもの、事業効果の検証が評価されていなかったり、不十分であるものが見受けられました。特

定財源であり実質的には町の財政的負担が少ない場合であっても、予算計上する段階で必要性や有効性等の十分な検討、精査は必要であります。予算、事業執行に当たっても効率性、有効性を追求することは当然のことです。公金を安易な事業執行や事業消化に終わることがないように、事務事業の執行に当たっていただきたいと思ひます。

次に、内部統制の充実についてであります。これも平成29年度に地方自治法の改正が行われ、内部統制に関する方針の策定等が規定され、本町は努力義務となっているところであります。決算審査において、軽微ではありますが、一部誤謬や突合における不一致が見受けられました。重大な誤謬等を生じさせることにつながるおそれがあることから、全庁的にチェック体制を見直し、適正性を確保していただきたい。また、予算管理については、適時に補正対応をすべきものを不用額として残している事例が散見され、財務事務等の執行については改善すべき点が多く見受けられました。不適正な事務処理を未然に防ぎ、より質の高い行財政運営を着実に進めるため、文書管理、予算管理、契約事務などの既にある内部統制を検証し、全庁的な視野に立って内部統制の充実を図っていただきたい。

そのほか、個々の項目につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりでありますので、後日、御清覧いただきたいと思ひます。

続きまして、令和元年度公営企業会計の決算の審査を行いましたので、その結果についても御報告いたします。

審査は、7月2日に公立浜坂病院事業会計、それから7月3日に浜坂温泉配湯事業、水道事業、下水道事業の3会計について、それぞれ事務長、担当課長、担当者の出席の下、小林監査委員と審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から審査に付された決算報告書、財務諸表等について、関係法令に準拠して作成されているか、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票、その他関係証書類、諸帳簿を照合するとともに、関係職員の説明を求め審査を行いました。結果、審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認めました。地方公営企業法第3条の経営の基本原則に沿って、常に企業として経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を推進するため、今後において各事業等いずれも厳しい財政情勢を勘案するとき、中長期的経営状況を見据えながら業務運営の促進を図り、経営改善に資するよう一層の努力を望むところであります。

決算数値や各会計の詳細につきましては、意見書のとおりでありますので、後ほど御清覧いただきたいと思ひます。

審査意見書について報告させていただきます。

まず、温泉配当事業会計であります。4ページを御覧いただきたいと思ひます。

住民の健康増進と観光への活用のため、温泉資源の適正な維持管理と安定供給に努め

ていただきたい。引き続き、施設改修も必要ではありますが、給湯原価の引下げも重要であります。経営戦略を基に、年次的に適正規模による施設の改良、コスト縮減に努められるとともに、より一層の危機管理意識を持って経営の効率化、改善に努めていただきたい。給湯使用料の過年度分未収金残高を平成27年度と比較しますと、82万9,000円から278万8,000円と、5か年間で3.4倍に激増しているような状況であります。給湯使用料の収納については、適切な管理とともに督促等、適正かつ確実な収納に努め、滞納解消に努力していただきたい。

水道事業会計です。9ページになります。

安全な飲料水とその安定供給のため、水質管理の強化や適切な施設の維持管理に努めていただきたい。近年の想定を超える災害が頻発する状況に鑑み、緊急時に即応できる体制の確立など、迅速かつ的確な対応が取れるよう引き続き計画的に体制を充実していただきたい。構造的とも言える給水量の減少傾向に対処していくために、給水原価の一層の引下げも必要であり、財政構造の見直しを含む抜本的な対策が求められています。経営戦略とともに年次的に適正規模による施設の改良、事業の効率化、コスト縮減、計画的な施設整備と経営基盤の安定を図るため、財源の確保、経営の効率化に引き続き努めていただきたい。料金回収率は上昇はしているものの、依然と低いままであります。水道使用料におきましては、過年度分未収金残高は、平成27年度と比較しますと491万円から1,924万2,000円と5か年間で約4倍に激増しているような状況であります。水道使用料の未収金に対し適正に管理するとともに、訪問や面談をはじめ、滞納の解消に向けて計画的かつ実効性ある取組について一層の努力をしていただきたい。また、将来にわたる水道事業の健全経営及び住民への過重負担を回避することを考慮し、適正な料金改定について早期に検討することを望みます。

水道事業の施設工事、施設整備工事の入札において、官製談合防止違反等の事件が発生しました。この事件は、住民の町政に対する信用、信頼を著しく失墜させ、公共事業等の入札・契約事務が適正、公正でなかったと言わざるを得ません。この事件の原因究明と再発防止を講じるため、職員不正行為再発防止検討委員会が設置されていますが、この不祥事の発生の原因となる組織的な問題や原因究明を行い、不正が発生しない入札制度の導入、職員倫理と資質の向上のため研修の徹底、不正を起ささない組織づくりに全力で取り組んでいただきたい。

次に、下水道事業についてであります。12ページからになります。

下水道への接続は、快適な生活環境と公共用水域の保全のみならず、下水道事業の経営に大きな影響を与えています。下水道未接続者に対し、下水道事業の意義、必要性を理解するとともに、接続の促進に努めていただきたい。また、学校や公共施設についても早急に接続されるよう働きかけることを要望いたします。（「いいですか、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） いいですか。ここで、お諮りしたいと思います。定刻の5時が

近づいてきておりますが、延刻して会議を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議がないようですので、そのように進めます。よろしくお願いいたします。

○代表監査委員（川崎 雅洋君） 今後、人口減少に伴い、有収水量の減少、収支バランスの悪化が予測されます。施設の改修、整備において、計画的かつ過大な設備投資とならないよう配慮するとともに、外部委託を含め、事業の効率化、コスト縮減に努められ、より一層の経営改善に努めていただきたい。

下水道使用料の過年度分未収金残高を平成27年度と比較しますと、295万2,000円から1,283万7,000円と5か年間において4.3倍に激増しているような状況であります。加入分担金や負担金を含む下水道使用料の未収金に対し適正に管理するとともに、計画的な収納を徹底することにより、滞納解消に努めていただきたい。

最後に、公立浜坂病院事業会計であります。

20ページからになりますが、医療費及び利用料等の未収金に関しては、管理簿を作成するとともに納付の督促や時効中断の処理など、適正管理を行い収納に努めていただきたい。常勤医師、看護師、介護福祉士など医療技術者等の人材育成等、人材確保と育成に努めていただきたい。人口減少に伴う利用者、入所者の減少の一方で、高齢者の増加や地域包括ケアシステムを構築するために病院3事業の役割は重要となってまいります。さらに、新型コロナウイルス感染対策など、新たな医療、介護に対する課題対応が急務になっております。自治体事業として役割を常に検証しながら、計画的で適正規模による施設の整備、コスト縮減に努められるとともに、職員全体でコスト意識を徹底するなど、より一層の危機管理意識を持って経営の効率化、改善に努めていただきたい。

病院についてであります。地方の中核医療機関として、美方郡医師会をはじめとする地域の医療及び福祉関係機関との連携や信頼関係を構築するとともに、地区巡回講座など住民を巻き込んだ取組を充実させ、住民に信頼される病院機能の充実に一層努めていただきたい。大学・専門・中核病院等の医療連携を実施し、システムを活用した医療サービスの向上を実現され、患者本位の病院を構築させていただきたい。

介護老人保健施設並びに居宅介護支援事業につきましては、高齢化の進展に伴い、需要はますます増加してまいります。利用者とその家族のニーズに対応し、サービス提供を徹底していただきたい。それから、入所・通所稼働率の向上及びコスト縮減に努めるとともに、来年より実施される介護報酬改定に適切に対応して経営改善を図っていただきたい。診療所を含めた地域医療の今後の在り方など、病院運営を軸とした少子高齢化の趨勢に対応する医療と予防を一体化させ、住民に信頼される地域医療の実現並びに経営の健全化に向けて、抜本的な改革への努力を引き続き強く望むところであります。

最後ですが、終わりに当たりまして、令和元年度公営企業4事業会計の決算審査の結

果、それぞれの事業会計において、公営企業会計の原則である企業の経済性並びに公の福祉の向上に努力されており、関係各位に対し敬意を表するところであります。なお、一層の努力と抜本的な改革を期待もいたします。

当町の公営企業の経営の厳しさは察するものの、漫然と前例踏襲や課題を先送りすることなく、課題解決に向けて各事業とも計画に基づき年次のかつ着実に実行することが必要であります。特に、企業会計の根幹であります料金収納については、収納率が年々悪化し、未収金については各会計で報告いたしました。増加の一途をたどっている状況であります。待ったなしの最優先課題と言えますが、債権管理方法に不十分な点があり危機管理意識が不足しているようにも見受けられます。債権管理への理解強化やルール化、徴収強化と処理の迅速化など、債権処理対策の強化に向けた取組を進め、滞納者数、それから滞納額の減少に最大限努力していただきたいと思っております。

以上で決算報告といたします。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

決算審査報告は終わりました。

決算特別委員会は会期中に審査賜りますようお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 5 時 0 4 分休憩

---

午後 5 時 0 4 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもちまして散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次は、9月28日月曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後 5 時 0 5 分散会

---